

# 第7期

## 鴻巣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

【平成30年度～平成32年度】



平成30年3月

鴻 巣 市



# 安心して自分らしく暮らせるまち鴻（幸）巣

## ～地域共生社会をめざして～

我が国の高齢化は急速に進み、平成28年10月1日現在の65歳以上の高齢者人口は3,459万人となっています。本市においても高齢者人口は年々増加しており、平成29年の高齢者人口は32,900人で、平成25年から4,761人増加となっています。一方で、年少人口と生産年齢人口は年々減少しており、平成25年から平成29年の増減をみると年少人口は680人の減少、生産年齢人口は5,012人の減少となっております。この結果、市民の皆さんの4人に1人以上は高齢者となっております。

このような状況の中、地域包括ケアのもと、病院から地域へ、地域から在宅へと医療体制・介護体制が大きく変わろうとしています。

特に、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、地域包括ケアシステムの更なる充実が重要となります。高齢者を地域で支えるため、第6期計画からの取り組みを着実に継承し、展開していく必要があります。

また、団塊の世代が高齢化する中で、新しい価値観を持った元気な高齢者も増えてきています。元気な高齢者の方が活躍できる、やりがいと生きがいに繋がる場や機会を提供することが必要です。

こうした背景を踏まえ、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定いたしました。この計画により、地域全体で支え合い、地域資源を活かし、地域の特性に応じてきめ細やかに対応できる「地域包括ケアシステム」の推進・深化に重点を置き、併せて医療計画との整合を図りながら、各事業を計画的に進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査などを通じて貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆さん、計画策定にご協力いただきました介護保険運営協議会委員の皆さん、並びに、関係機関の皆さんに、心から感謝申し上げます。

平成30年3月

鴻巣市長 原口 和久





# もくじ

第1章	計画の策定にあたって.....	1
第1節	計画策定の趣旨.....	3
第2節	介護保険制度の改正について.....	4
第3節	計画の位置づけ.....	5
第4節	計画の期間.....	6
第5節	計画策定の体制.....	7
第2章	鴻巣市の現状.....	9
第1節	人口と世帯の状況.....	11
第2節	介護保険被保険者の状況.....	14
第3節	介護保険サービスの状況.....	16
第4節	アンケート調査からみる現状.....	18
第3章	計画の基本的な考え方.....	31
第1節	基本理念.....	33
第2節	基本方針.....	34
第3節	将来推計.....	35
第4章	高齢者福祉施策.....	41
第1節	施策体系.....	43
第2節	地域福祉の充実.....	44
第3節	日常生活の支援.....	48
第4節	社会参加の促進.....	54
第5節	権利擁護の推進.....	56
第5章	介護保険事業.....	59
第1節	介護サービスの現状と今後の見込.....	61
第2節	地域支援事業の現状と今後の見込.....	73

第6章	介護保険事業費用の見込	85
第1節	サービス別給付費の推計	87
第2節	第1号被保険者保険料の算定	89
第7章	計画の推進	95
第1節	介護保険制度の適正な運営	97
第2節	計画の推進体制	98
資料編		99

# 第1章

## 計画の策定にあたって





## 第1節 計画策定の趣旨

我が国の高齢化は急速に進み、内閣府の平成29年版高齢社会白書によると、平成28年10月1日現在の高齢者人口は3,459万人となり、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、高齢者人口は3,677万人に達し、総人口に占める割合（高齢化率）は30.0%となることが予測されています。

今後ますます進行する高齢化に向け、国の基本方針においては、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度までの間に、各地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」を構築することが目標とされてきました。

本市では、平成12年度の介護保険制度の開始以降、6期にわたって高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定しました。

第6期計画においては、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、要支援者に対する訪問介護及び通所介護サービスの市町村の地域支援事業への移行や、在宅医療・介護連携、認知症施策、生活支援サービスの充実などを重点課題とし、平成37年度を目標とした、中長期的な視点に立った計画を策定し、高齢者施策を推進してきました。

平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

こうしたことから、高齢者を取り巻く地域の特性や課題を踏まえ、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた取組をより一層推進し、高齢者が「安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を推進するため、平成30年度から平成32年度までの3年を計画期間とする「第7期鴻巣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 第2節 介護保険制度の改正について

今後、高齢化が進展していく中で、団塊世代が75歳以上となる平成37年や、団塊ジュニア世代が65歳以上となる平成52年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心して自立した日常生活を継続することができるよう、地域の高齢化の状況や介護需要等、地域の実情に合わせた支援体制を構築することが求められます。

そのため、平成29年の介護保険制度の改正（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）では、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化を防止し、地域共生社会の実現を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスを提供することができるよう、次のような考え方が示されています。

### ■地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

I 地域包括ケアシステムの深化・推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>○保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶国から提供されたデータを分析し、介護保険事業計画を策定する</li> <li>▶計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載する</li> </ul> </li> <li>○新たな介護保険施設の創設             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶日常的な医学管理や看取り・ターミナル等の機能と、生活施設の機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する</li> </ul> </li> <li>○地域共生社会の実現に向けた取組の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり</li> <li>▶福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化</li> <li>▶高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置づける</li> </ul> </li> </ul>
II 介護保険制度の持続可能性の確保
<ul style="list-style-type: none"> <li>○現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする(上限あり)</li> </ul> </li> <li>○介護納付金への総報酬割の導入             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶被用者保険間では報酬額に比例して負担する仕組み(総報酬割)を導入</li> </ul> </li> </ul>

## 第3節 計画の位置づけ

### 1 法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項に規定する介護保険事業計画を一体化して策定する計画です。

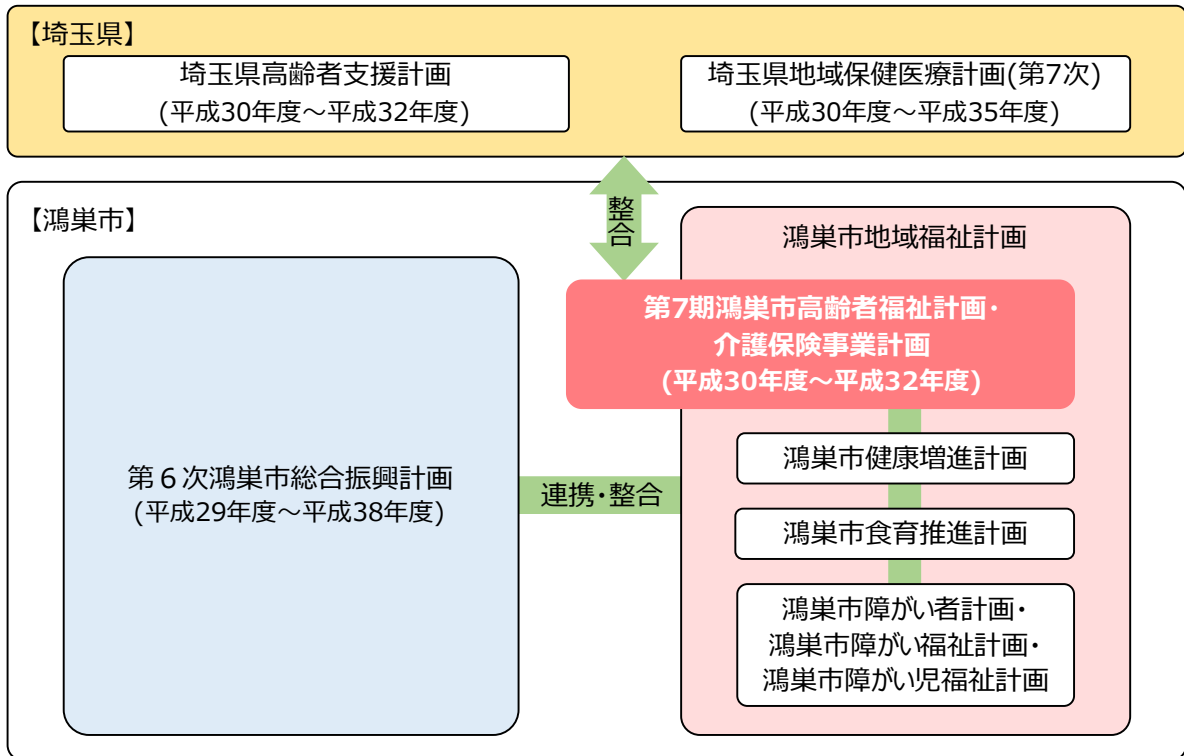
平成26年度に策定した第6期計画を見直し、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を見据えた、高齢者の福祉全般にわたる総合計画として、本計画を策定します。

### 2 関連計画との調和

本計画は国や県等の関連計画と整合性を図るとともに、「鴻巣市総合振興計画」を上位計画として位置づけ、社会福祉法に規定する鴻巣市地域福祉計画など、保健医療福祉に関連する他の計画との調和を図るものとします。

また、施策の推進にあたっては、国・県・市並びに他市町村との連携をとり、関連計画との整合性に配慮しながら、計画の実現を図ります。

#### ■ 関連計画との関係



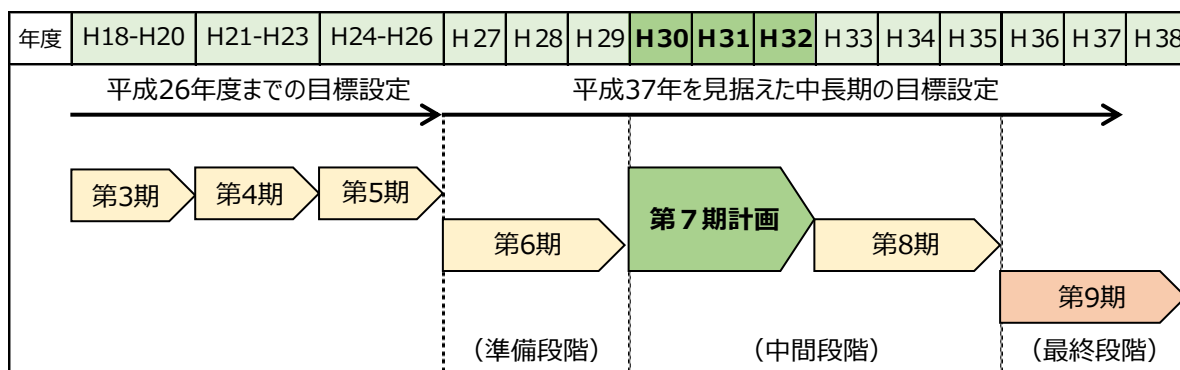
## 第4節 計画の期間

介護保険法では、介護保険事業計画の計画期間については、安定した財政運営のため、保険料の算定期間（3年）との整合性を図り、3年を1期と定められています。

したがって、本計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

ただし、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図るものとします。

### ■計画期間



## 第5節 計画策定の体制

### 1 計画策定の体制

本計画の策定にあたって、「鴻巣市介護保険運営協議会」において、協議・検討を行いました。

委員の構成については、市民からの公募、介護保険サービス利用者、介護保険事業者や保健医療関係者、福祉関係者などから幅広い参画により、策定に関する協議・検討と計画に対する意見や要望の集約を図りました。

### 2 計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、一般高齢者（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）及び在宅の要支援・要介護認定者（在宅介護実態調査）を対象としてアンケートを実施し、計画策定の基礎資料としました。

### 3 パブリックコメントの実施

本計画に対して、市民から幅広い意見を反映させるために、平成29年12月21日から平成30年1月19日までパブリックコメントを実施しました。



---

---

## 第2章

---

---

### 鴻巣市の現状





## 第1節 人口と世帯の状況

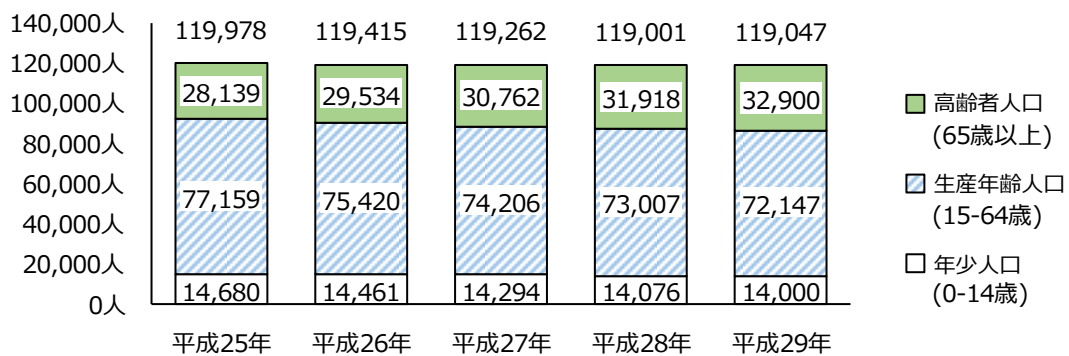
### 1 人口推移

本市の総人口は減少傾向にありましたが、平成29年は前年から微増しています。年齢3区分で見ると、高齢者人口は年々増加しており、平成29年の高齢者人口は32,900人で平成25年から16.9%（4,761人）増となっています。

一方で、年少人口と生産年齢人口は年々減少しており、平成25年から平成29年の増減をみると、年少人口は4.6%（680人）減、生産年齢人口は6.5%（5,012人）減となっています。

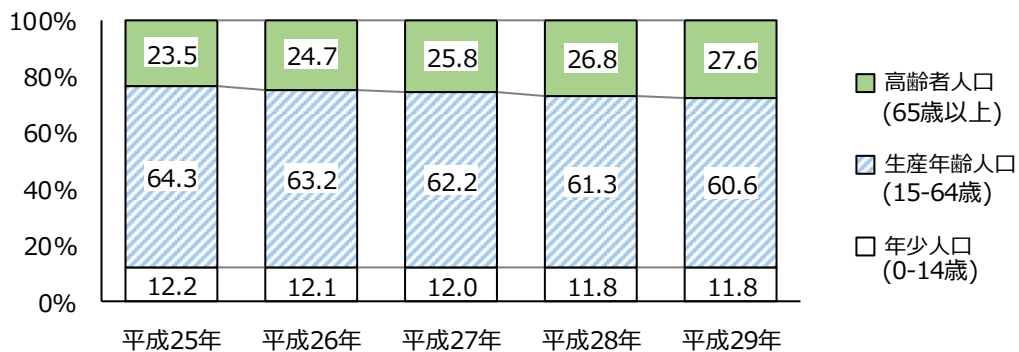
こうした現状からわかるように、本市では、少子高齢化が進んでおり、人口構成比をみると、平成29年の高齢者人口割合（高齢化率）は27.6%で、市民の4人に1人以上は高齢者となっている状況です。

#### ■ 人口推移



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

#### ■ 人口構成比



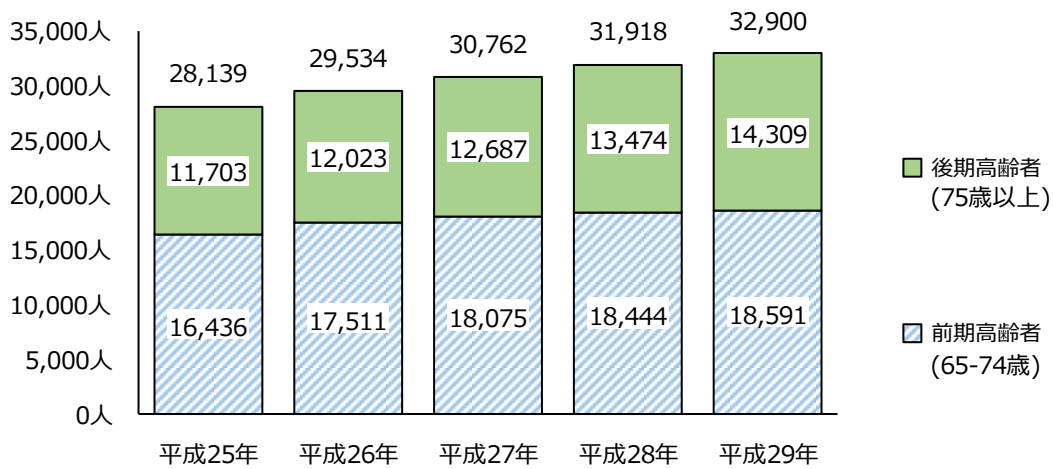
資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

## 2 高齢者人口の推移

本市の高齢者人口を、65歳以上75歳未満の前期高齢者、75歳以上の後期高齢者の区分で見ると、どちらも増加傾向で推移していますが、後期高齢者は平成25年から平成29年にかけて22.3%（2,606人）増となっており、前期高齢者より伸び率が高くなっています。

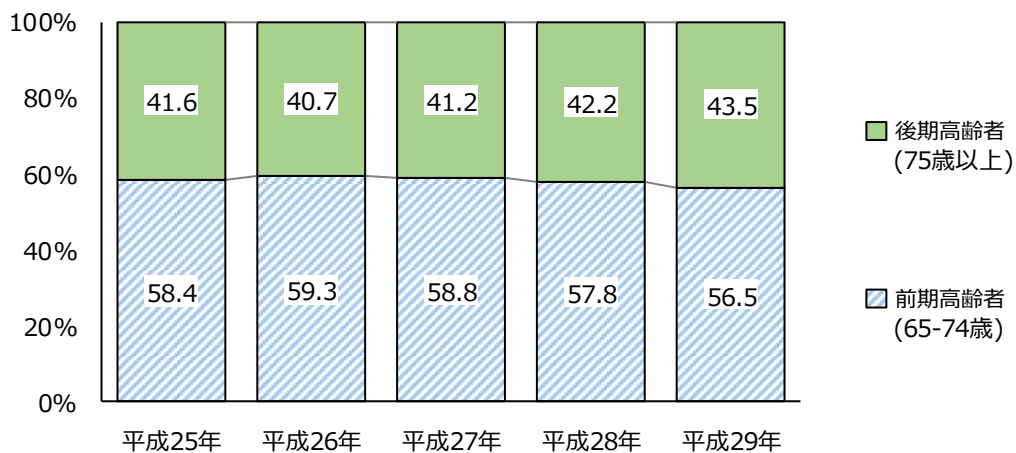
高齢者人口構成比をみると、前期高齢者の比率が50%以上を占めている状況ですが、減少傾向にあり、後期高齢者の比率が増加傾向にあります。

### ■ 高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

### ■ 高齢者人口構成比



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

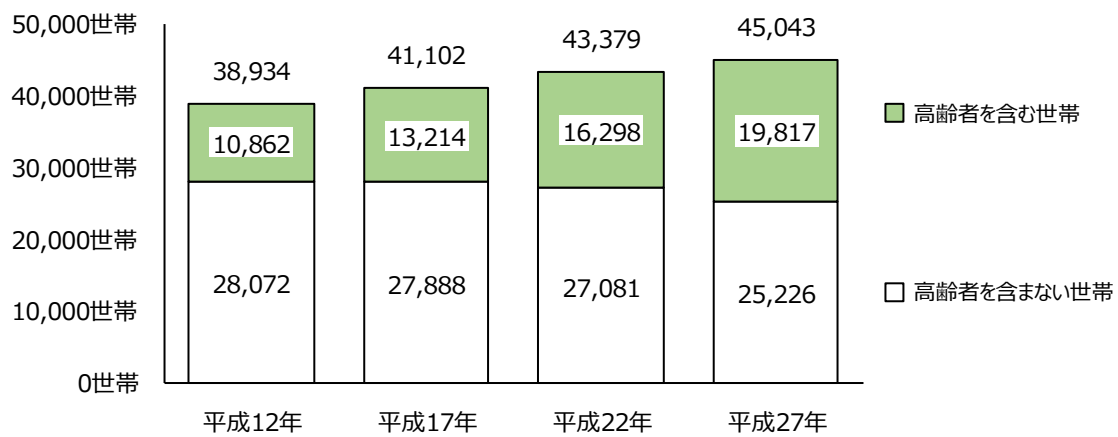
### 3 世帯数の推移

本市の世帯数の推移をみると、年々増加しており、平成27年は45,043世帯で、平成12年から15.7%（6,109世帯）増となっています。

内訳をみると、高齢者を含まない世帯が減少しているのに対し、高齢者を含む世帯は増加しており、平成27年には19,817世帯で、平成12年から82.4%（8,955世帯）増となっています。

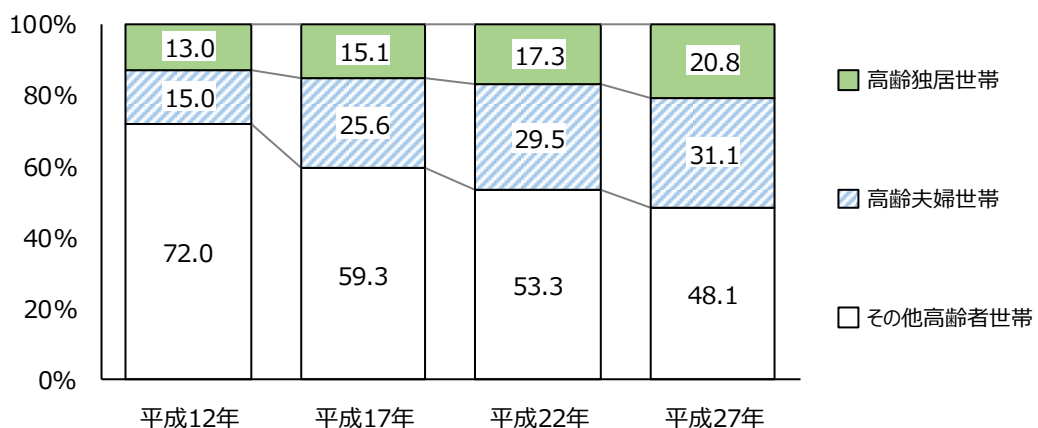
高齢者を含む世帯の構成比をみると、高齢独居世帯及び高齢夫婦世帯の割合が年々増加しており、平成27年には全体の51.9%となり、平成12年から23.9ポイント増となっています。

■ 世帯数の推移



資料：国勢調査

■ 高年齢者を含む世帯の構成比



資料：国勢調査

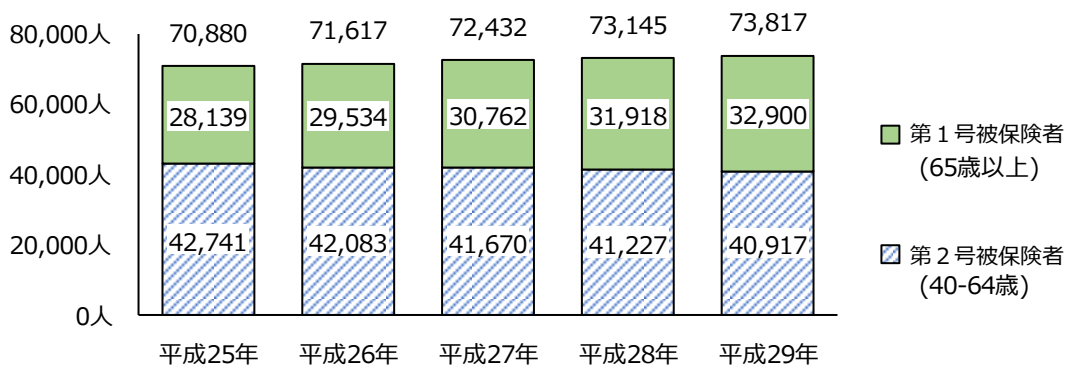
## 第2節 介護保険被保険者の状況

### 1 被保険者数の推移

本市の介護保険被保険者数は、年々増加しています。

第1号被保険者が一貫して増加しているのに対し、第2号被保険者は減少を続けています。

■被保険者数の推移

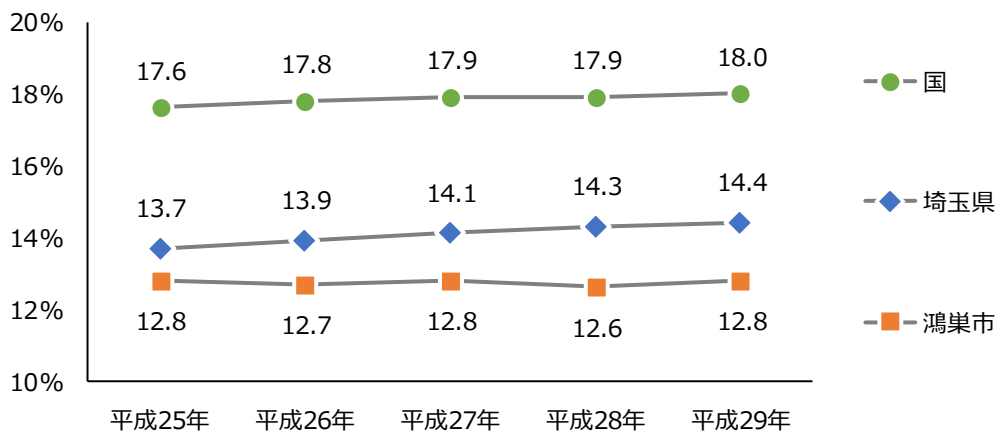


資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

### 2 要支援・要介護認定率の推移

本市の65歳以上の要支援・要介護認定率は、平成29年では12.8%となっており、国及び県と比較すると、低い水準で推移しています。

■要支援・要介護認定率の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」各年3月末時点

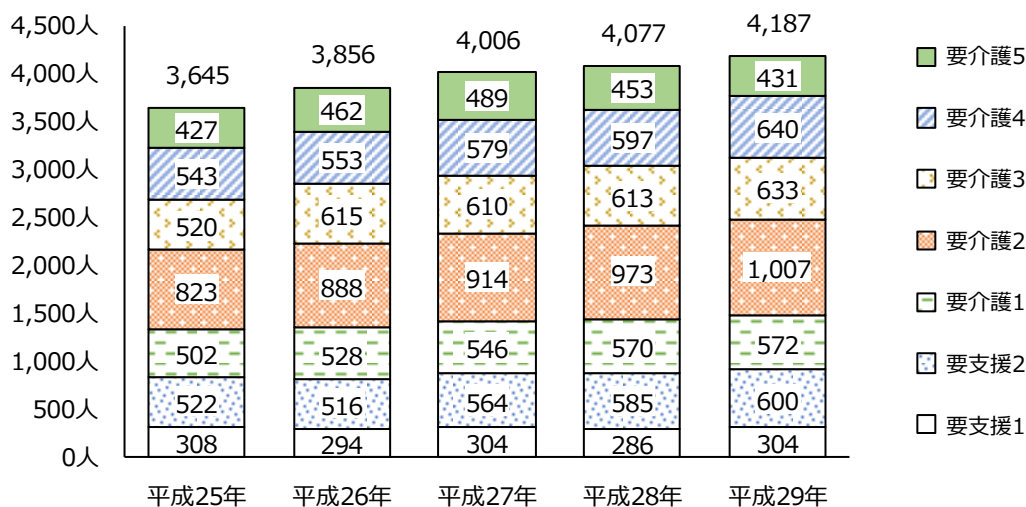
### 3 要支援・要介護認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数（第2号被保険者を含む）は、年々増加しており、平成27年には4,000人を超えています。

介護度別にみると、要介護5は近年減少傾向にあります。その他はいずれもおおむね増加傾向にあります。

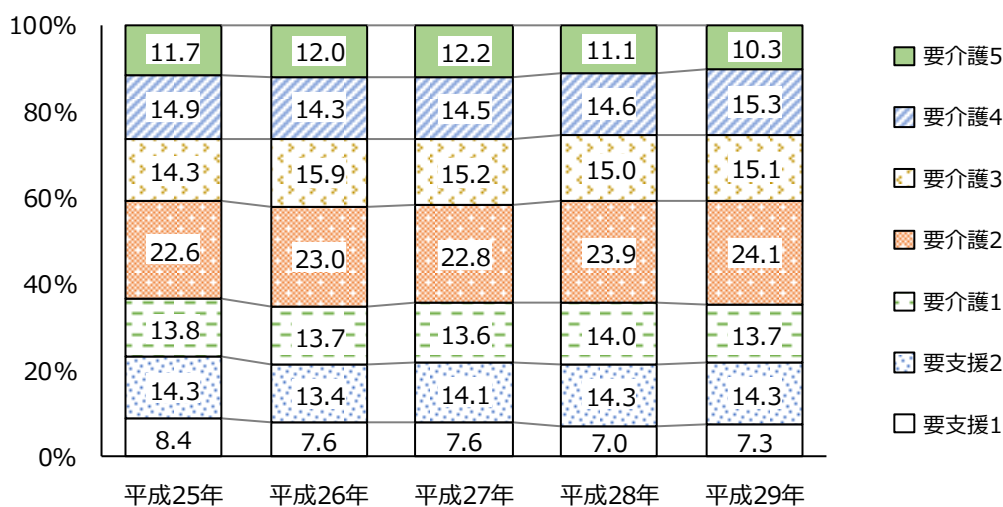
要支援・要介護認定者構成比をみると、要支援者は全体の20%強で推移しており、要介護では2の割合が高く、全体のおよそ4分の1を占めています。

■ 要支援・要介護認定者数の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報

■ 要支援・要介護認定者構成比



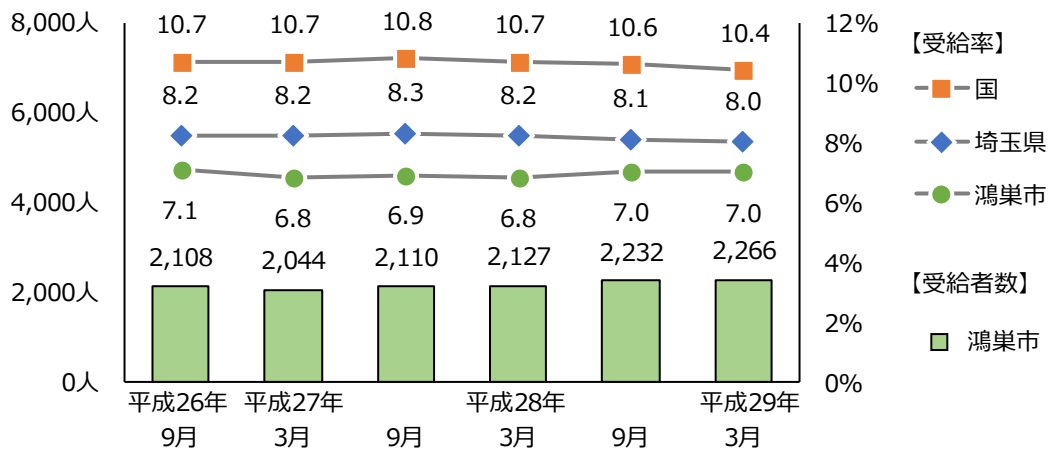
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報

## 第3節 介護保険サービスの状況

### 1 在宅サービス

在宅サービスの受給者数は、増加傾向にあり、平成29年3月には2,266人となっています。受給率は、国及び県と比較すると、低い水準で推移しています。

■受給者・受給率の推移(在宅サービス)

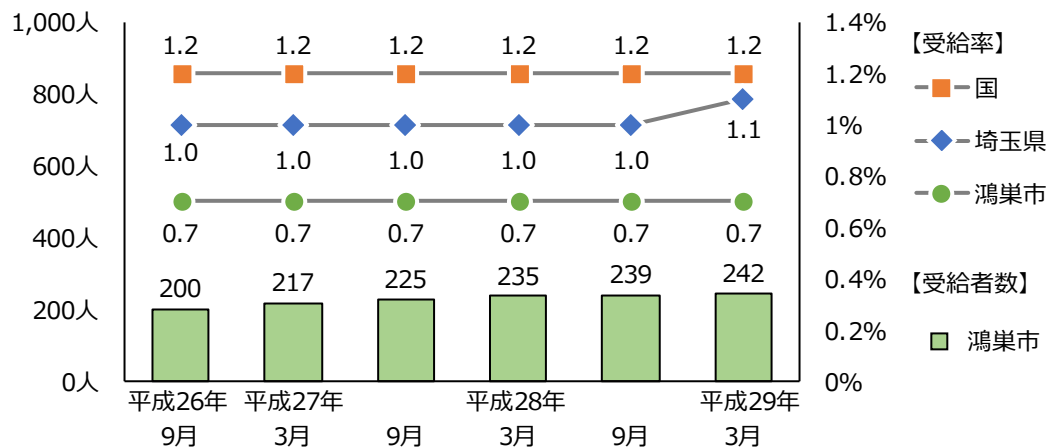


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

### 2 居住系サービス

居住系サービスの受給者数は、増加傾向にあり、平成29年3月には242人となっています。受給率は、国及び県と比較すると、低い水準で推移しています。

■受給者・受給率の推移(居住系サービス)

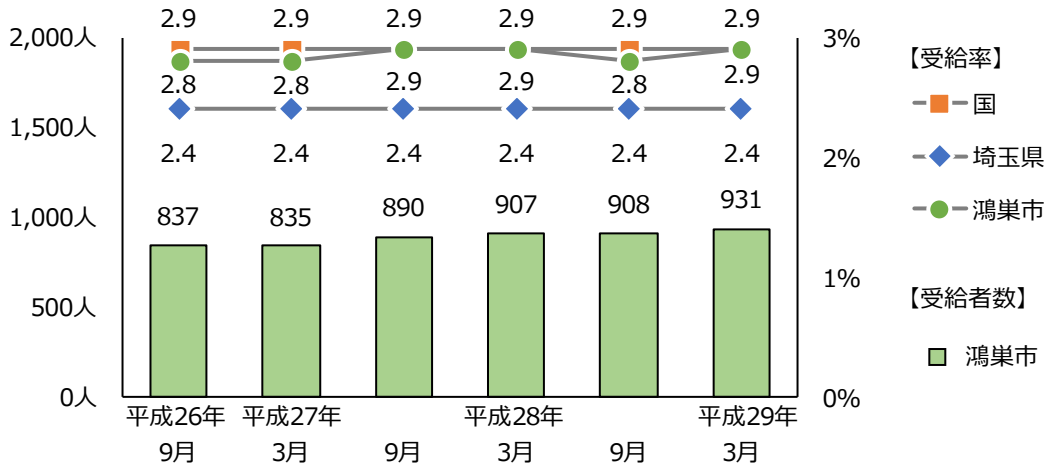


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

### 3 施設サービス

施設サービスの受給者数は、増加傾向にあり、平成29年3月には931人となっています。受給率は、県より高く、国とほぼ同じ水準で推移しています。

■ 受給者・受給率の推移(施設サービス)



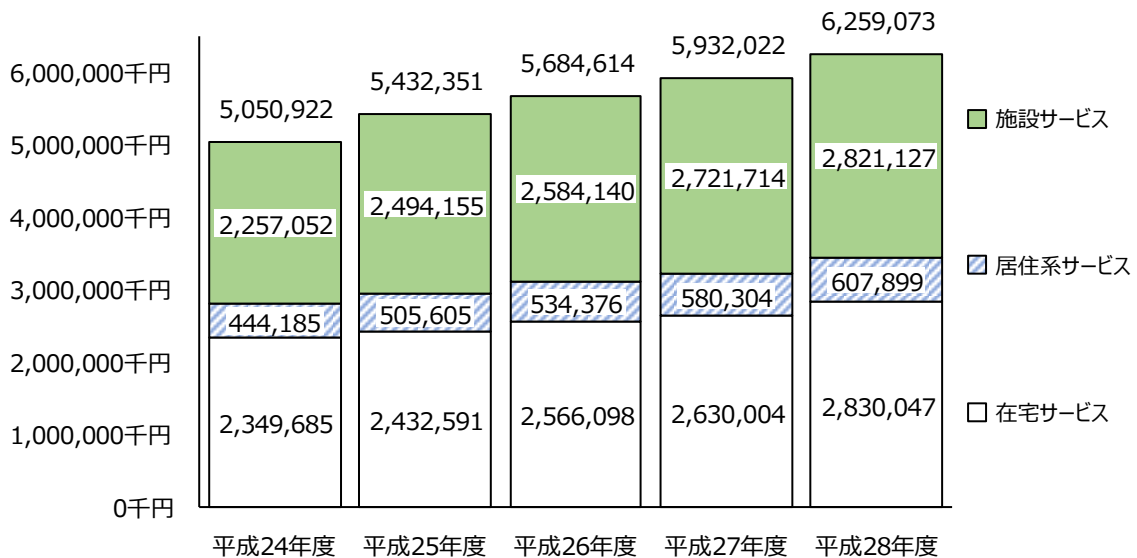
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

### 4 介護保険給付費の推移

介護保険給付費の推移をみると、年々増加しており、平成28年度は6,259,073千円で平成24年度から23.9%（1,208,151千円）増となっています。

内訳をみると、居住系サービスの増加率が高く、平成24年から平成28年にかけて36.9%（163,714千円）増となっています。

■ 介護保険給付費の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

## 第4節 アンケート調査からみる現状

### 1 調査概要

本計画の策定にあたって、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、高齢者の生活状況やサービスニーズ等を把握し、要介護状態になるリスクの発生状況や地域の抱える課題を分析することを目的として実施しました。

また、「在宅介護実態調査」は、介護者の抱える不安や就労状況等を把握し、高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を分析することを目的として実施しました。

#### ■ 調査概要

区分	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	市内在住の満65歳以上の方 1,521人 (要介護認定1～5以外)	市内在住の要介護認定者 1,017人
調査方法	郵送による配付・回収	郵送による配付・回収
調査期間	平成29年3月10日～3月24日	平成29年3月10日～3月24日
有効回答数	1,167人	409人
有効回収率	76.7%	40.2%

※アンケート調査結果について

- (n=\*\*) という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答率は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の質問では、母数に対する回答率のため、回答率の合計が100.0%を超える場合があります。
- 調査結果の数値は回答率「%」で表記しています。ただし、経年変化等の母数が異なるものを比較する場合は、割合の差「ポイント」で表記しています。
- 本文及びグラフでは、なるべくアンケート調査票そのままの表現を用いていますが、スペース等の関係から一部省略した表現としている箇所があります。



## 2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

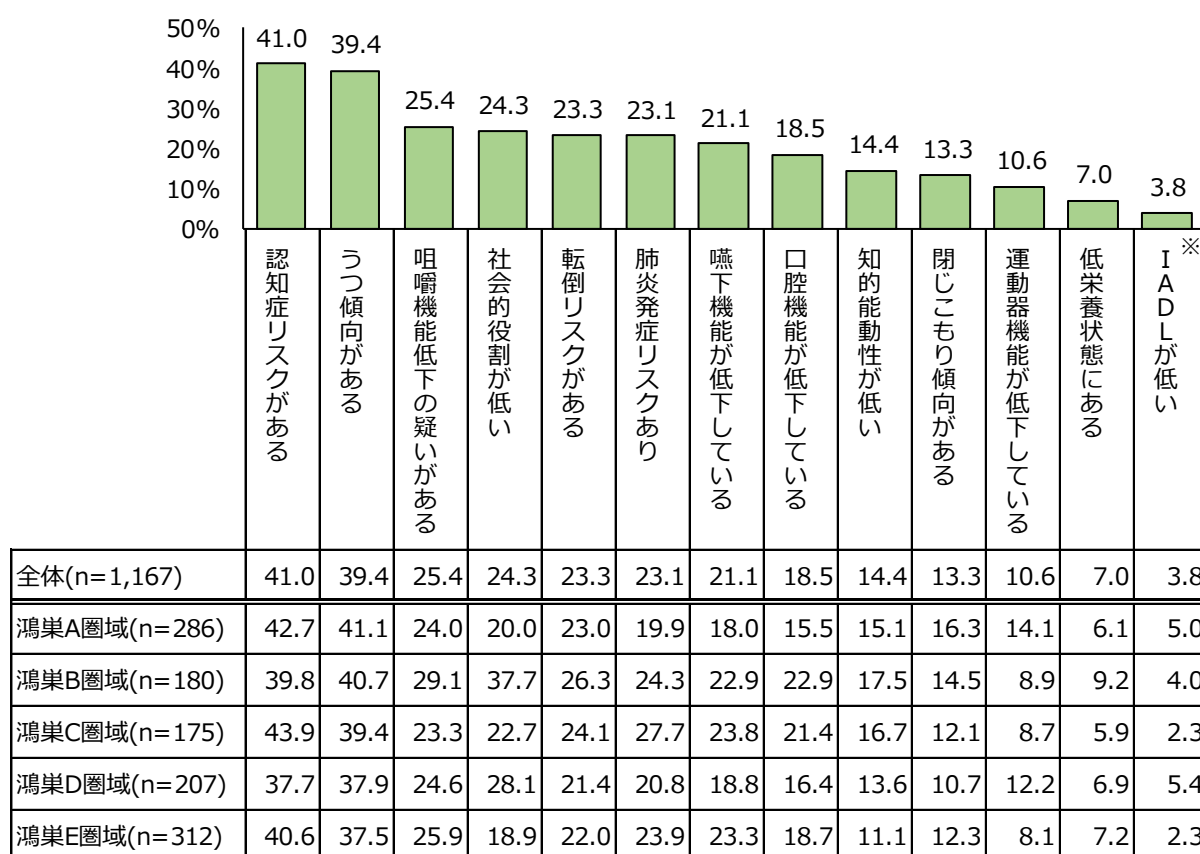
### (1)機能低下者等の割合

厚生労働省の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づき、判定された、各機能等低下者等の割合をみると、認知症リスクがある高齢者が41.0%で最も多くなっています。次いで、うつ傾向がある高齢者が39.4%、咀嚼機能低下の疑いがある高齢者が25.4%と続いています。

日常生活圏域別にみると、鴻巣C圏域では、認知症リスクがある高齢者が43.9%、鴻巣A圏域では、うつ傾向がある高齢者が41.1%を占めるなど、日常生活圏域によって状況がやや異なることがわかっています。

今後さらなる高齢化が予測されており、このようなリスクの軽減に向けた介護予防や重度化防止の取組の重要性が高まるとともに、市民の積極的な参加・参画が求められます。

■各機能低下者等の割合



※IADL：手段的日常生活動作。日々の生活の中で必要な基本動作（バスに乗って買い物に行く、電話をかける、食事の仕度をするなど）を、段階的に分けた評価尺度のこと。

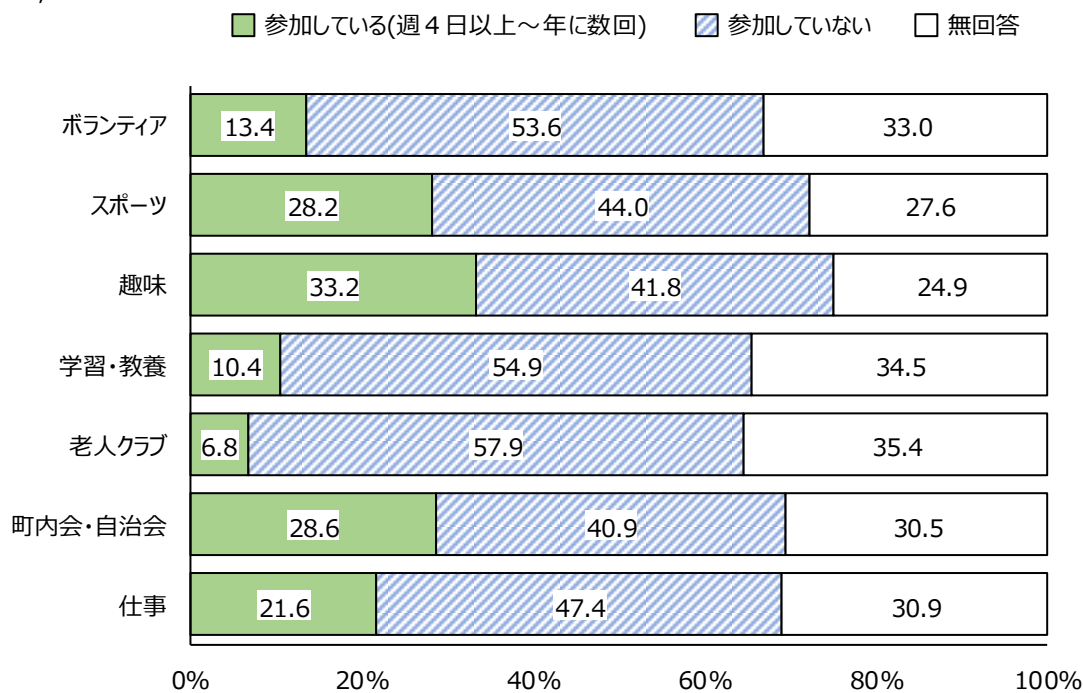
## (2)地域のグループ等への参加状況

グループ等への参加状況を見ると、「趣味」への参加が33.2%で最も多くなっています。次いで、「町内会・自治会」への参加が28.6%、「スポーツ」への参加が28.2%となっています。

一方、「すべて不参加」と「不参加及び無回答」を合わせると21.4%となっており、「すべて無回答」の割合を考慮すると、高齢者のおよそ30%がグループ等に参加していないことが想定されます。

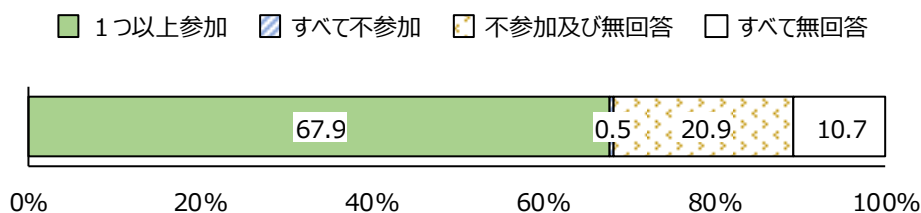
グループ等への参加は、地域のつながりを深めるとともに、閉じこもりやうつ予防等の効果もあることから、グループ等への参加を促進することや既存のグループ等への支援を充実することが求められます。

■グループ等への参加状況【問 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか】  
n=1,167



■グループ等への参加状況【まとめ】

n=1,167



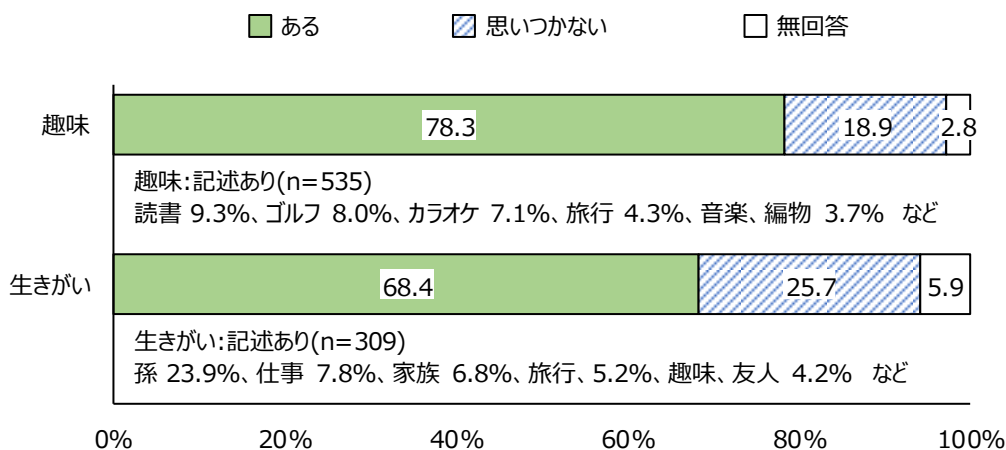
### (3)趣味・生きがいの有無

趣味・生きがいの有無について、ともに「ある」が過半数を占めており、趣味は78.3%、生きがいは68.4%となっています。

生きがいでは「孫」、「仕事」など、趣味では「読書」、「ゴルフ」など様々であり、趣味・生きがいづくりとして多様な取組の展開が求められます。

■趣味・生きがいの有無【問 趣味はありますか／生きがいはありますか】

n=1,167



### (4)地域づくりへの参加意向

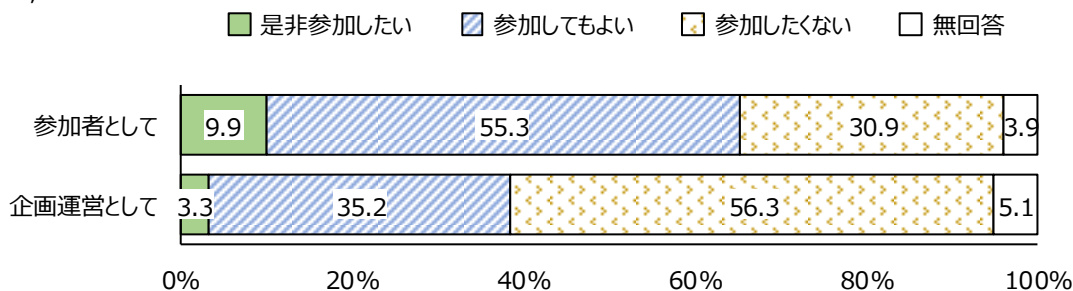
地域住民による地域づくりへの参加者としての参加は、「参加してもよい」が55.3%で最も多くなっていますが、企画・運営は、「参加したくない」が56.3%で最も多くなっています。

地域包括ケアシステムを充実していくには、高齢者の地域への参加・参画が不可欠であり、(2)で参加割合が高いグループ等や、(3)の趣味・生きがいなどを足掛かりにしたきっかけづくりや活動の検討が求められます。

■地域づくりへの参加意向(参加者)【問 地域活動に参加者として参加してみたいと思いますか】

■地域づくりへの参加意向(企画運営)【問 地域活動に企画・運営として参加してみたいと思いますか】

n=1,167

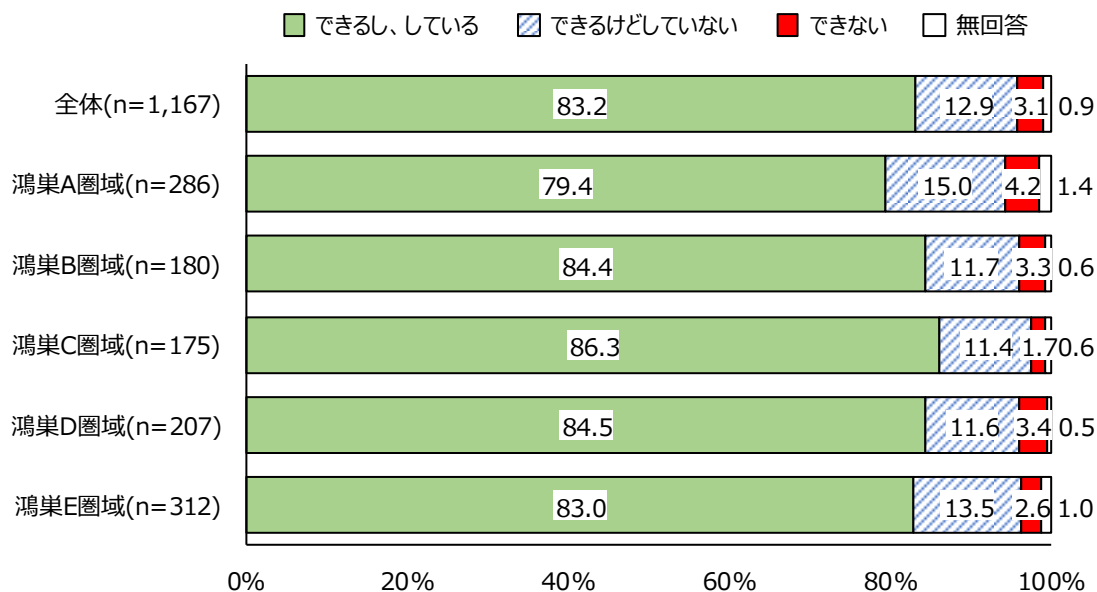


### (5) 買い物や食事の状況

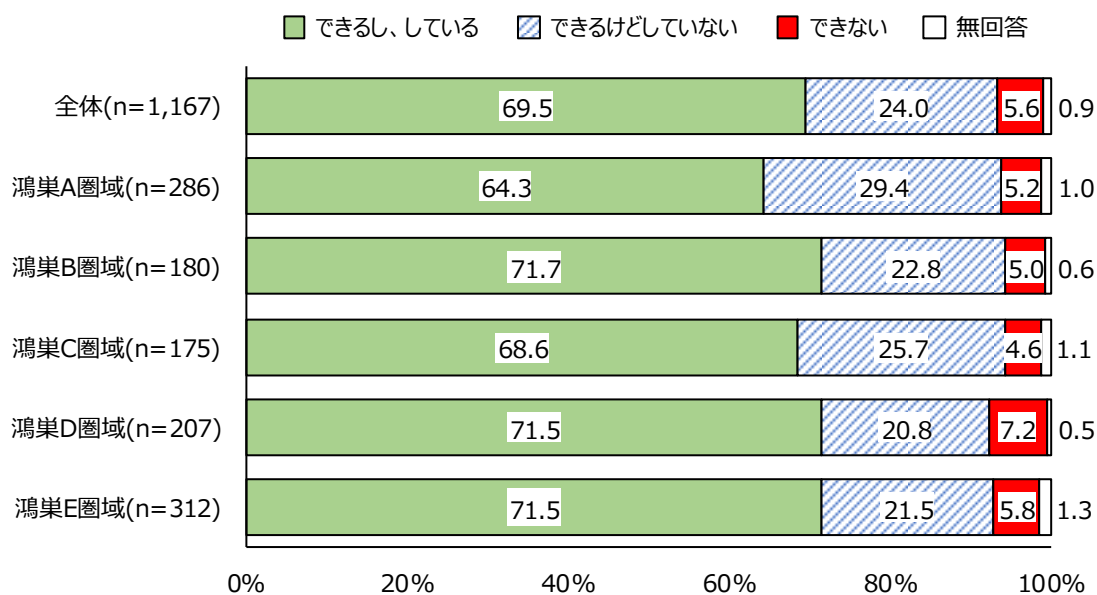
自分で食品・日用品の買い物を「できない」と回答した方は全体で3.1%、自分で食事の用意を「できない」と回答した方は全体で5.6%となっています。

日常生活圏域による大きな差は見られないものの、高齢化の進行により様々な生活ニーズが高まることが想定されるため、各圏域の状況を把握するとともに、多様な生活支援体制の整備が求められます。

■ 買い物の状況【問 自分で食品・日用品の買い物をしていますか】



■ 食事の準備【問 自分で食事の用意をしていますか】



### (6)まわりの人とのたすけあい

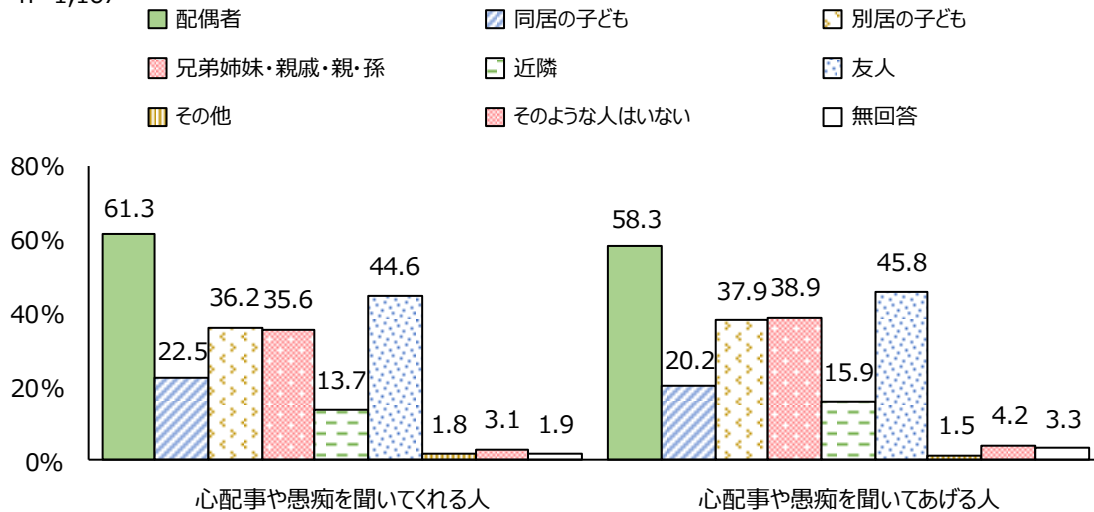
まわりの人とのたすけあいにおける、情緒的サポート（心配事や愚痴を聞く）と手段的サポート（病気の時に看病や世話をする）について、サポートをしてくれる相手は、いずれも60%以上の方が「配偶者」がいると回答しており、大半が家族や友人に支えられている状況です。サポートを与える相手についてもおおむね同様の傾向が見られます。

一方、いずれも「そのような人はいない」は少なくなっていますが、すべての高齢者が助け合うことができる環境整備が求められます。

#### ■まわりの人とのたすけあい

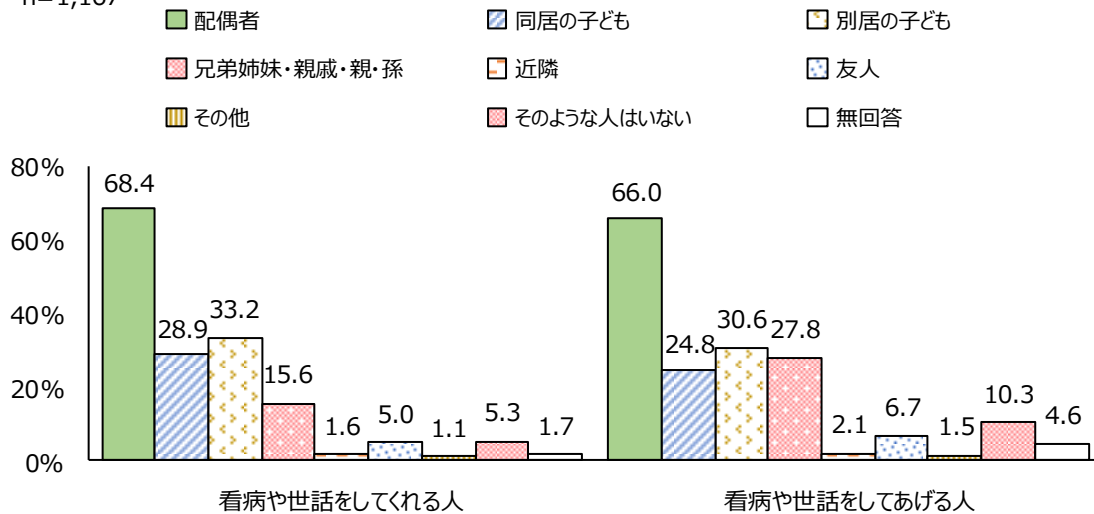
【問 心配事や愚痴を聞いてくれる人/聞いてあげる人】

n=1,167



【問 病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人/してあげる人】

n=1,167



### (7) 家族や友人・知人以外の相談相手

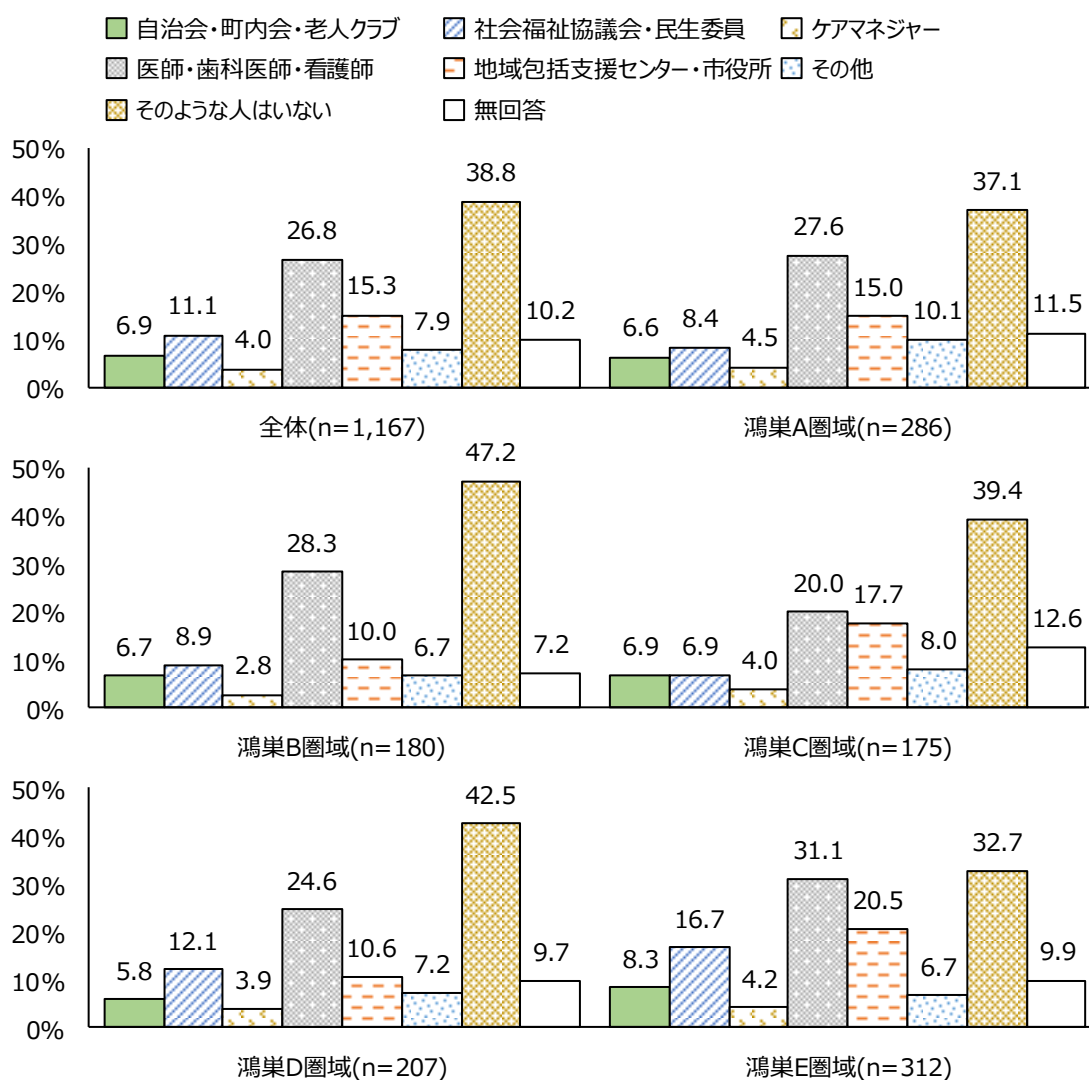
家族や友人・知人以外の相談相手は、全体では「医師・歯科医師・看護師」が26.8%で最も多くなっています。次いで、「地域包括支援センター・市役所」が15.3%、「社会福祉協議会・民生委員」が11.1%と続いています。

一方で、「そのような人はいない」が38.8%となっており、鴻巣B圏域と鴻巣D圏域では40%を超えています。

現在、高齢独居世帯や高齢夫婦世帯が増加傾向にある中で、(6)のまわりの人を中心に、地域における支援体制を構築し、支援者や相談相手がいない高齢者を減らしていくことが求められます。

#### ■ 家族や友人・知人以外の相談相手

【問 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください】



### (8)主観的健康感・主観的幸福感

主観的健康感について、「とてもよい」が12.0%、「まあよい」が68.4%となっており、合わせると80.4%を占めています。

また、「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点とする主観的幸福感について、主観的幸福感が高いと分類される「8点」以上は48.3%となっています。

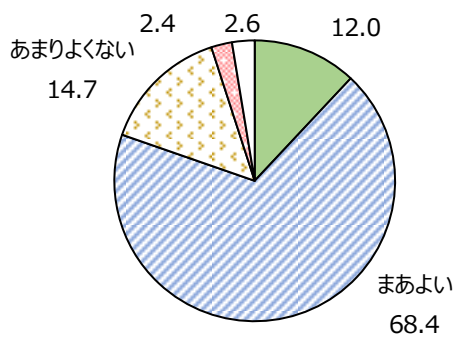
主観的健康感と主観的幸福感の関係をみると、健康状態が「とてもよい」と回答した方は、「8点」以上が78.5%を占めています。

一方、主観的健康感が悪くなるほど、5点以下の割合が高くなっており、高齢者が高い幸福感を持って生活を続けることができるよう、健康の維持・増進のための取組の充実が求められます。

#### ■主観的健康感

【問 現在のあなたの健康状態はいかがですか】

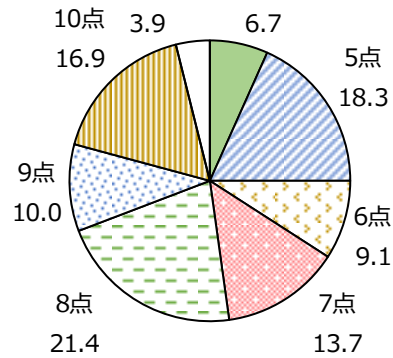
n=1,167 よくない 無回答 とてもよい



#### ■主観的幸福感

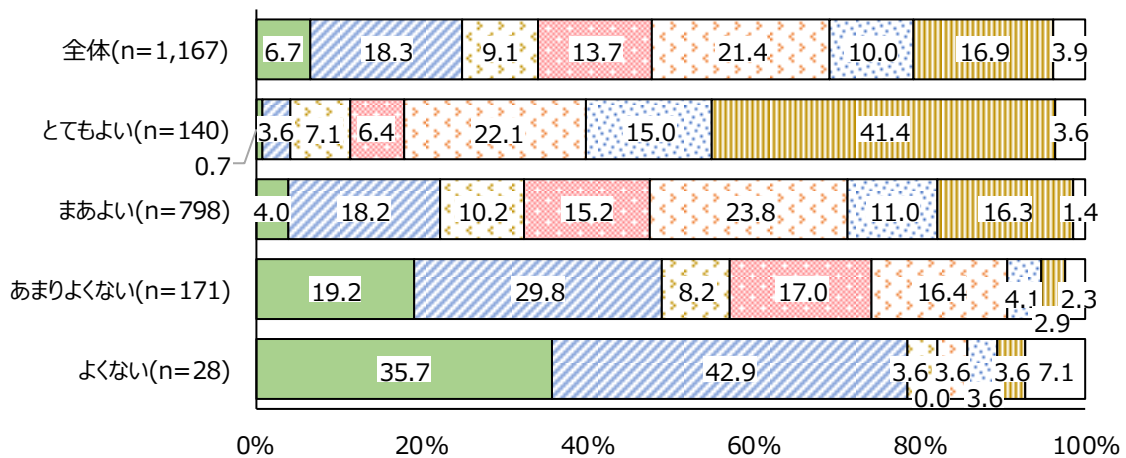
【問 あなたは、現在どの程度幸せですか】

n=1,167 無回答 0-4点



#### ■主観的健康感×主観的幸福感

0-4点 5点 6点 7点 8点 9点 10点 無回答



### 3 在宅介護実態調査

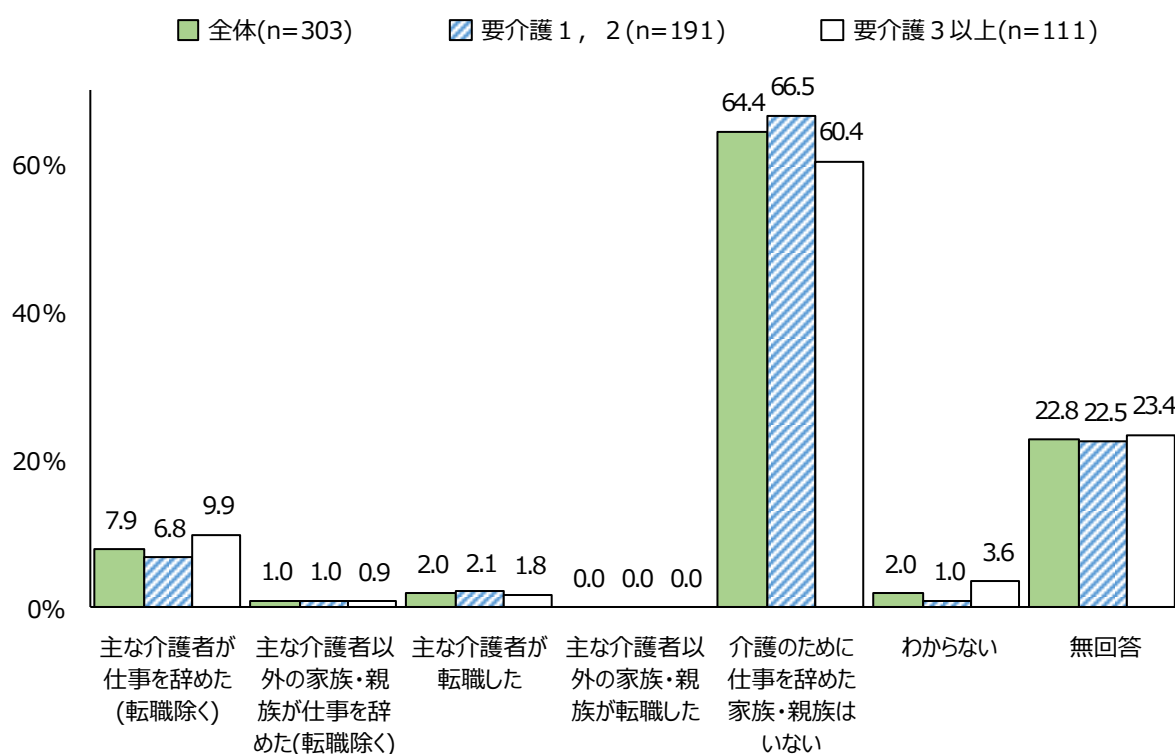
#### (1) 介護離職の状況

過去1年間の介護離職の状況は、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が過半数を占めています。

要介護3以上では「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」が9.9%、要介護1, 2では6.8%となっています。

#### ■ 介護離職の状況

【問 ご家族やご親族の中で、ご本人の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか】





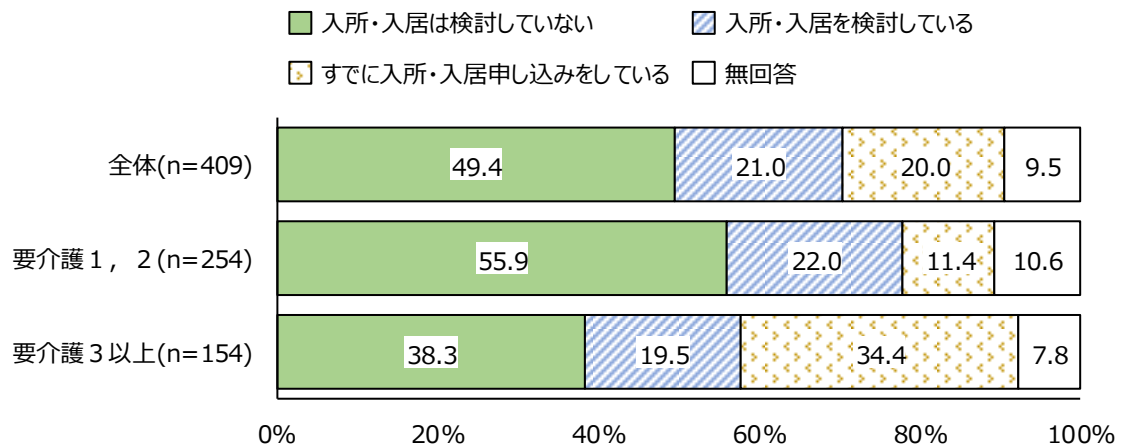
## (2)施設等への入所・入居の検討状況

施設等への入所・入居の検討状況について、全体では「入所・入居は検討していない」が49.4%で最も多くなっています。

要介護3以上では「すでに入所・入居申し込みをしている」が34.4%となっています。

### ■施設等への入所・入居の検討状況

【問 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください】

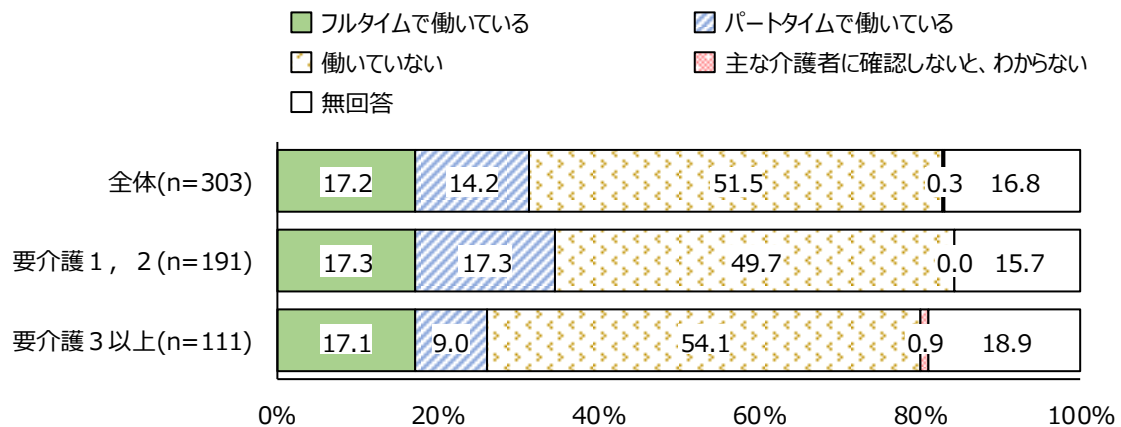


## (3)主な介護者の勤務形態

主な介護者の勤務形態について、全体では「フルタイムで働いている」が17.2%、「パートタイムで働いている」が14.2%となっています。

要介護3以上では「働いていない」が54.1%を占めています。

### ■主な介護者の勤務形態【問 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください】

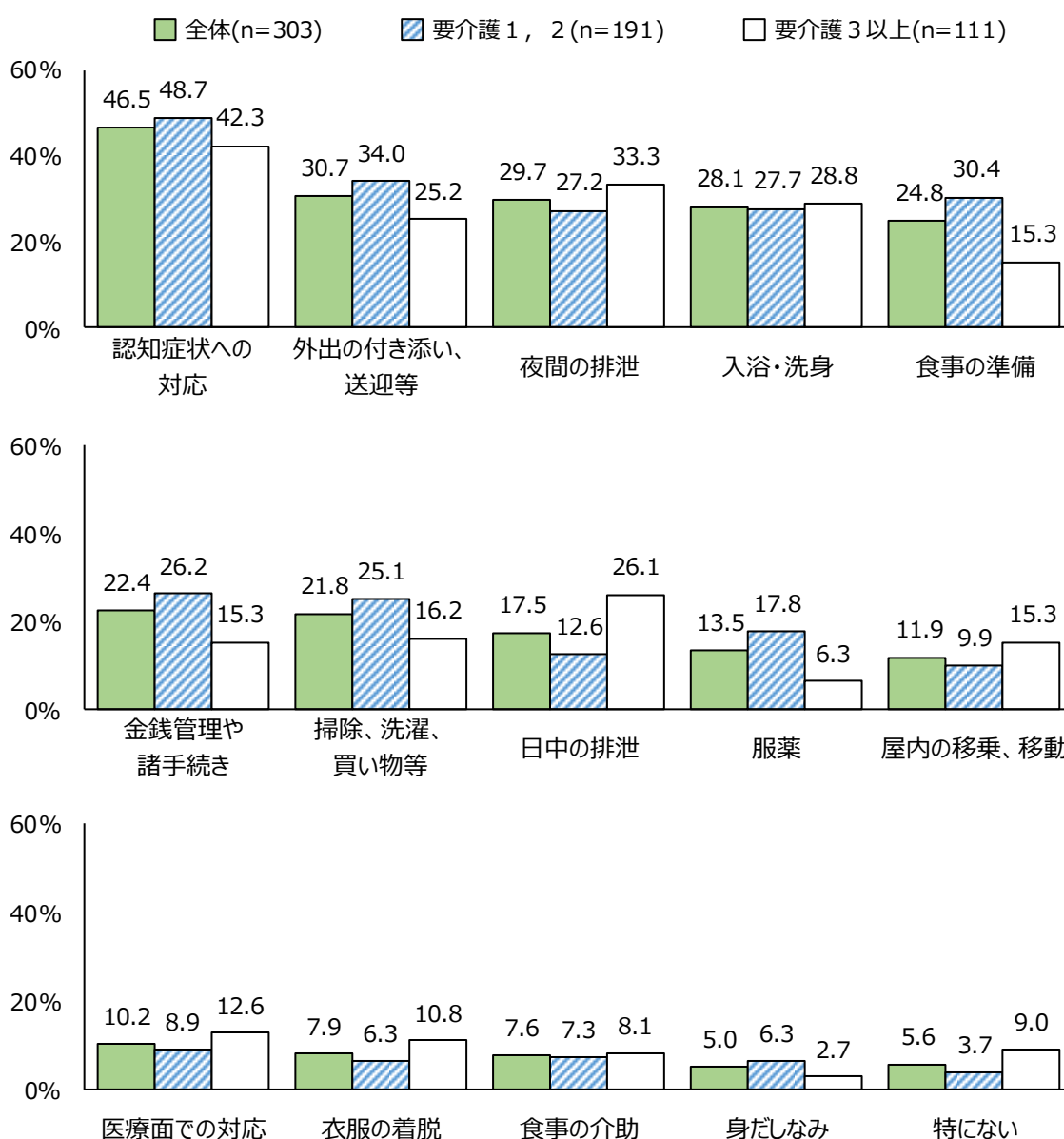


### (4)主な介護者が不安に感じる介護等

主な介護者が不安に感じる介護等について、全体では「認知症状への対応」が46.5%で最も多くなっています。次いで「外出の付き添い、送迎等」が30.7%、「夜間の排泄」が29.7%、「入浴・洗身」が28.1%と続いています。

介護度が高くなるほど不安が高まる傾向がある項目は、「夜間の排泄」、「入浴・洗身」、「日中の排泄」、「屋内の移乗、移動」、「医療面での対応」、「衣服の着脱」、「食事の介助」となっており、身体介助を伴う項目が多くなっています。

■ 主な介護者が不安に感じる介護等(上位15位)【問 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください】



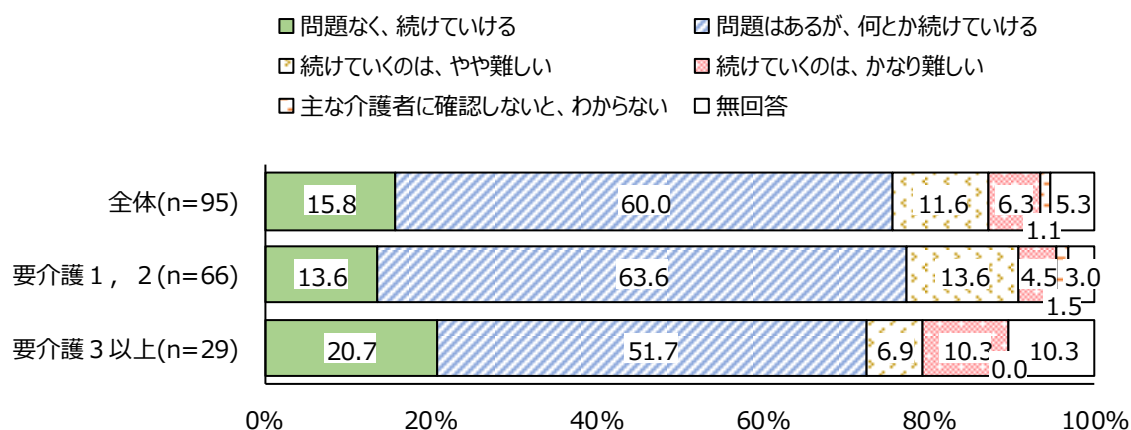
### (5) 主な介護者の仕事と介護の両立

主な介護者の仕事と介護の両立について、全体では「問題はあるが、何とか続けていける」が60.0%で最も多くなっています。次いで「問題なく、続けていける」が15.8%、「続けていくのは、やや難しい」が11.6%、「続けていくのは、かなり難しい」が6.3%と続いています。

要介護3以上では「続けていくのは、かなり難しい」が10.3%となっています。大半が問題を抱えている状態であるとともに、(1)では過去1年間に仕事を辞めた家族・親族の割合はおよそ10%程度となっているものの、高齢化の進行や状態の重度化などにより割合が高くなっていく可能性があることから、重度の要介護認定を受けていても、要介護者の在宅生活継続や介護者の就業継続が可能となるよう、多面的な支援の充実が求められます。

#### ■ 主な介護者の仕事と介護の両立

【問 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか】





---

---

## 第3章

---

---

### 計画の基本的な考え方



## 第1節 基本理念

本市においては、平成29年10月1日現在の高齢化率が27.6%となっており、4人に1人以上が65歳以上の高齢者となっています。

現在、地域が一体となり、高齢者が健康で、生きがいを感じ、楽しく、可能な限り住み慣れた地域で暮らせるように、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を進めているところです。

また、国において、一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においては、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が必要とされています。

そのために、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止を推進するとともに、地域特性などに配慮した、きめ細かな支援体制を整え、各制度及び各分野が連携し、地域での支え合いを基本とした総合的な高齢者福祉施策を推進します。

本市では、市民がこれからも安心して豊かな生活が送れるよう、「鴻巣市総合振興計画」を踏まえた上で、基本理念を下記のように定めます。

**住み慣れた地域のなかで、いきいきと安心して暮らせるまち**

**いつまでも元気で、活動的で、生きがいに満ちて暮らせるまち**

## 第2節 基本方針

### 1 介護予防と社会参加の促進

年々高齢化が進行しており、一人暮らしの高齢者、要介護認定者、認知症の方など、支援を必要とする高齢者が増加する中、介護予防や生活支援の必要性が高まっています。また、社会的役割を持つことが高齢者の生きがいや介護予防につながるという観点から社会参加の促進が求められます。

そのため、場の提供等により、生きがいを持って生活するとともに、介護予防に取り組み、介護状態にならず生活を送ることができるよう支援します。

### 2 日常生活への支援

これまで、様々な介護サービスや支援の充実を図ってきましたが、生活ニーズの多様化や介護従事者の不足など、従来の制度だけでは対応が困難になっており、地域の実情に応じた支援のあり方が課題となっています。

そのため、要介護高齢者等が各種支援を受けて、安心した日常生活を送ることができるよう日常生活への支援を行います。

### 3 介護サービスの推進

介護サービスは、利用者の自立支援や尊厳のある生活の継続を可能とするほか、家族介護者への支援や介護離職防止等の観点に立ち、在宅サービスの充実強化を図りつつ、75歳以上人口の増加傾向を踏まえ、必要な施設の整備をしていくことが求められます。

そのため、一人一人の状態に応じた適切なサービスが受けられるよう介護サービスの充実を図るとともに介護人材の確保及び資質の向上に努めます。

### 4 医療・介護連携の基盤づくり

多様化する医療・介護ニーズを踏まえ、身近な地域で質の高い医療・介護サービスを提供することが求められています。

そのため、医療と介護の連携により、一人一人の状態に応じたサービスが円滑に受けられるよう医療・介護連携の基盤整備を進めます。

### 5 高齢者に関する保険制度の持続運営

急速な高齢化により介護や医療などの社会保障給付費が増加しており、少子高齢化が進行しても持続可能な社会保障制度を構築することが求められています。

そのため、高齢者に関する保険制度が適正に運営され、持続性が保たれるよう制度の適正化・効率化を図ります。



## 第3節 将来推計

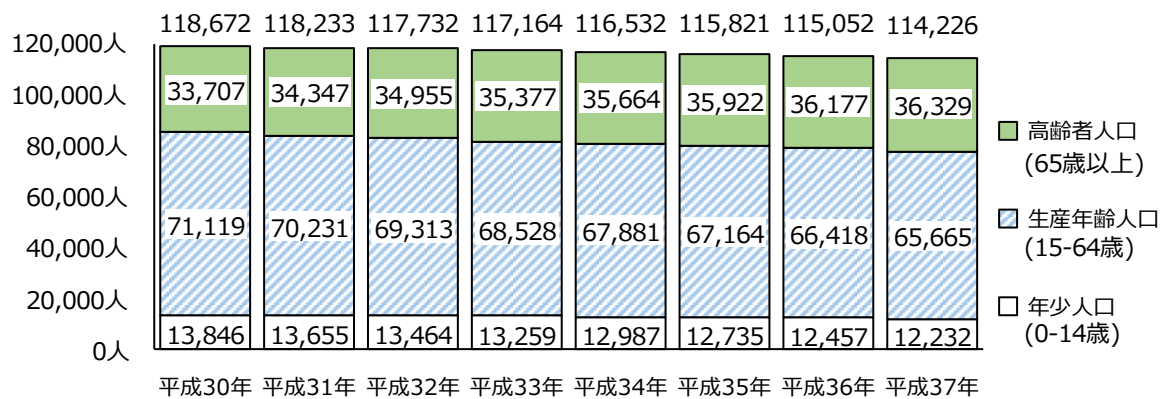
### 1 人口推計

平成25年から平成29年の住民基本台帳を基に、コーホート変化率法（同じ年に生まれた人々を基本に、実績人口の動向から変化率を求め、その結果に基づき将来人口を推計する方法）により算出した人口推計をみると、本市の総人口は年々減少し、平成37年の総人口は、平成30年から3.7%（4,446人）減となる114,226人と推計されます。

高齢者人口は増加を続け、平成37年には、7.8%（2,622人）増となる36,329人とすることが予測されます。

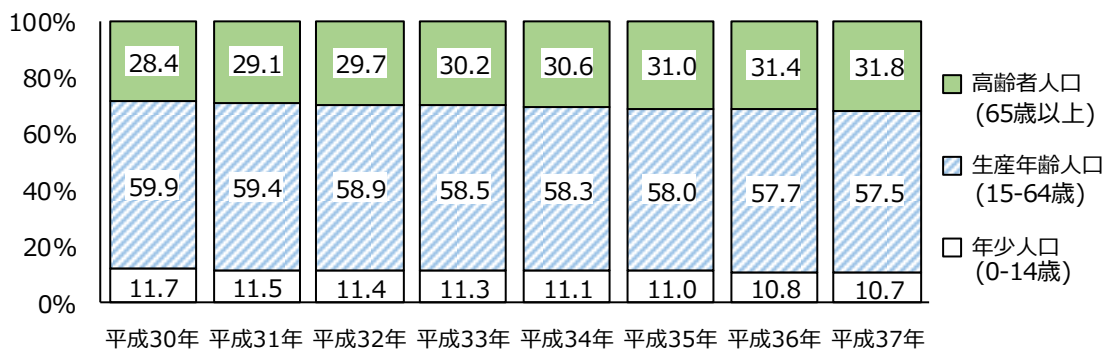
年少人口と生産年齢人口は一貫して減少することが予測されており、それに伴い、高齢者人口割合（高齢化率）は増加を続け、平成37年には31.8%に達する見通しです。

#### ■人口推計



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)による推計

#### ■人口構成比



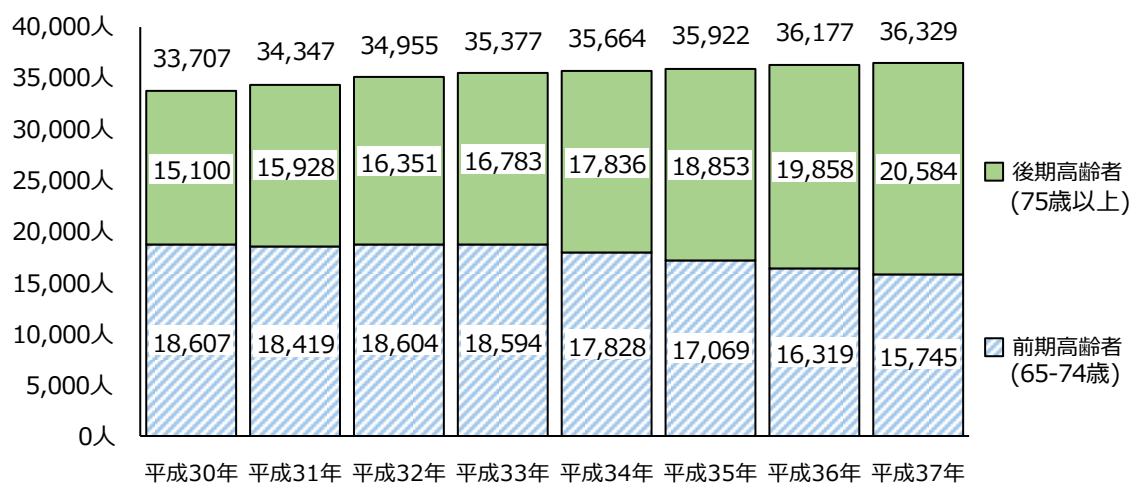
資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)による推計

## 2 高齢者人口の推計

高齢者人口の推計をみると、平成34年以降、75歳以上の後期高齢者は年々増加し、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、平成30年から36.3%（5,484人）増となる20,584人と推計されます。

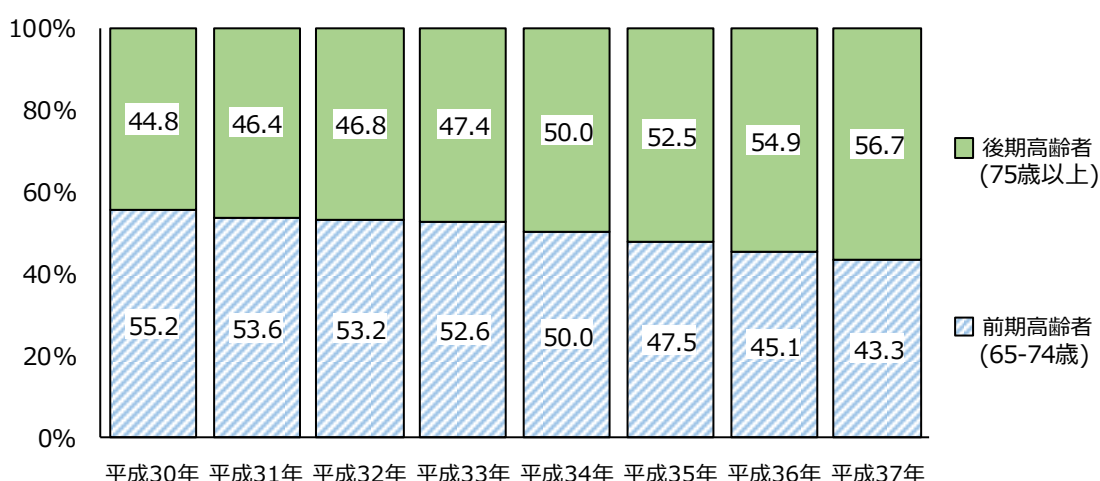
高齢者人口構成比をみると、平成34年以降、後期高齢者の比率が50%を超えて推移しており、平成37年には56.7%に達する見通しです。

### ■ 高齢者人口の推計



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)による推計

### ■ 高齢者人口構成比の推計



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)による推計

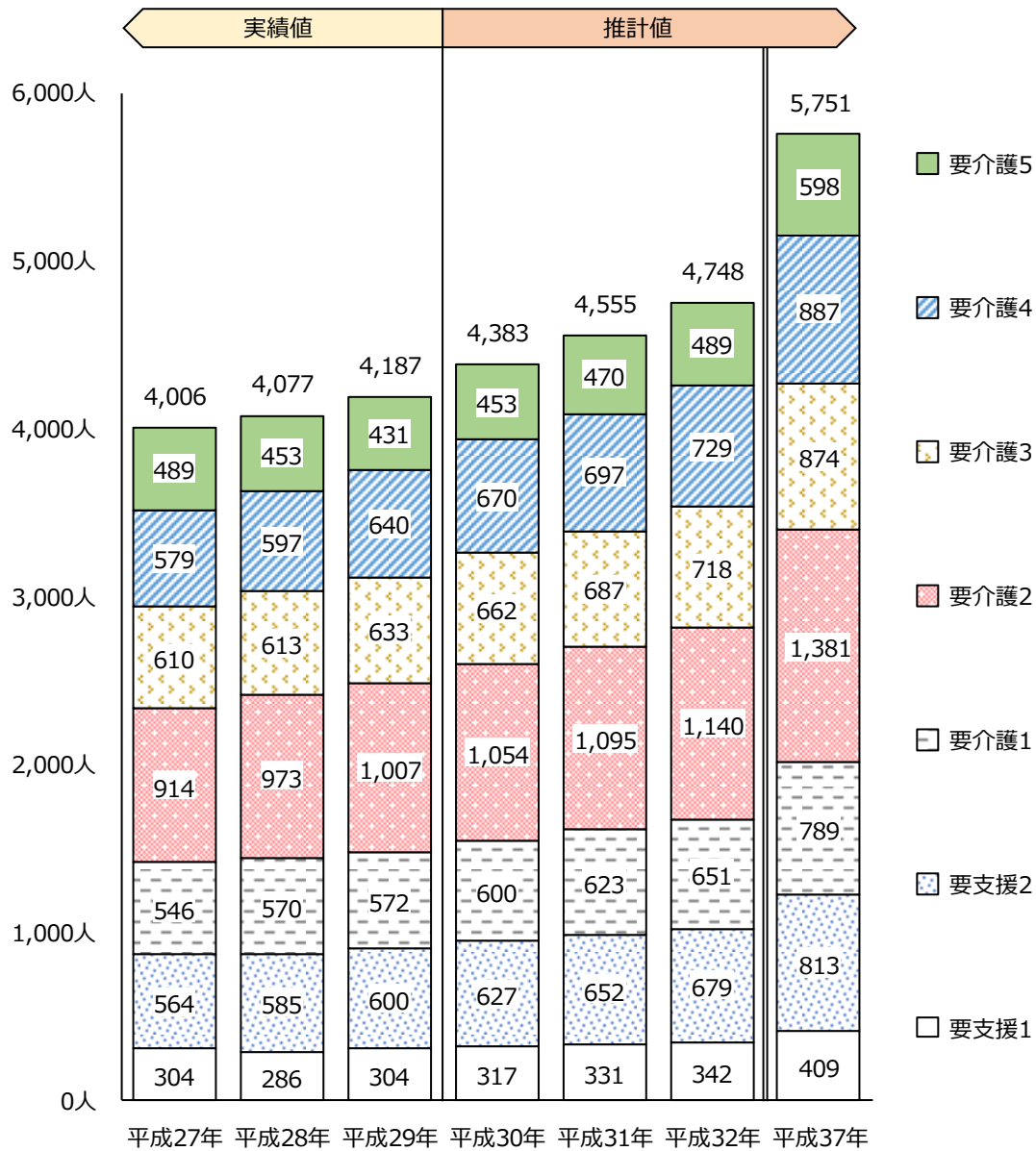
### 3 要支援・要介護認定者数の推計

65歳以上の要支援・要介護認定者数の推計をみると、本計画の最終年度となる平成32年には、平成29年から13.4%（561人）増となる4,748人と推計されます。

また、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、平成29年から37.4%（1,564人）増となることが予測されます。

介護度別にみると、要支援・要介護認定者数はおおむね増加傾向で推移することが見込まれます。

■ 要支援・要介護認定者数の推計



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報による推計値

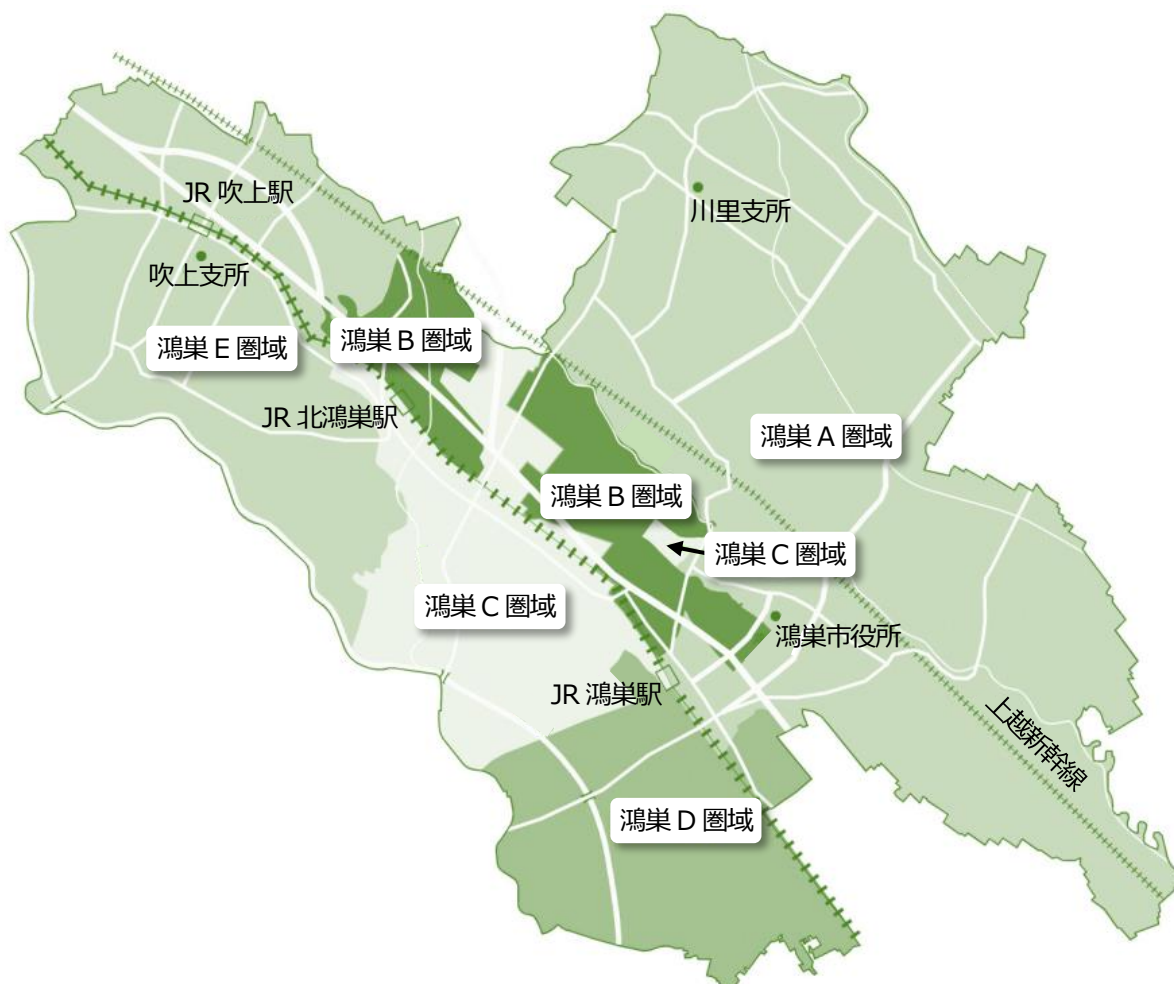
## 4 日常生活圏域の設定

介護保険法による「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性に応じて設定し、その圏域毎に必要な介護サービスを提供する施設の整備とそのサービス見込量等を設定することが必要となります。

第6期介護保険事業計画における日常生活圏域の設定にあたっては、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて日常生活圏域を市内5圏域に設定していました。

本計画においても、同様に検討した結果、日常生活圏域を市内5圏域に設定します。

ただし、地域の特性や状況に合わせて、検討及び見直しを図るものとします。



■地域包括支援センター担当区域別の状況

圏域	区分	総人口	高齢者人口	高齢化率	担当地区
鴻巣 A 圏域		26,941 人	7,858 人	29.2%	本町・天神・生出塚・鴻巣・中央・ひばり野・笠原・郷地・安養寺・常光・下谷・上谷・西中曽根・川里地域
鴻巣 B 圏域		19,887 人	5,297 人	26.6%	本宮町・雷電・加美・宮地・三ツ木・川面・寺谷・市ノ縄・八幡田・神明・稲荷町・赤見台・愛の町・東
鴻巣 C 圏域		22,933 人	5,313 人	23.2%	箕田・中井・すみれ野・大間・北中野・登戸・宮前・糠田・堤町・緑町・幸町・栄町
鴻巣 D 圏域		20,762 人	5,790 人	27.9%	富士見町・原馬室・滝馬室・逆川・小松・松原・氷川町・人形
鴻巣 E 圏域		28,524 人	8,642 人	30.3%	吹上地域
市全域		119,047 人	32,900 人	27.6%	市全域

資料：平成29年10月1日現在

■介護給付対象サービスにおける日常生活圏域ごとの定員数

(人)

サービス	介護老人福祉施設 (定員)	介護老人保健施設 (定員)	認知症対応型共同 生活介護(定員)	地域密着型通所介護 (人/1日)
鴻巣 A 圏域	387	120	90	25
鴻巣 B 圏域	0	210	0	60
鴻巣 C 圏域	0	0	27	53
鴻巣 D 圏域	120	0	0	10
鴻巣 E 圏域	278	100	27	35
市全域	785	430	144	183

資料：平成29年11月1日現在



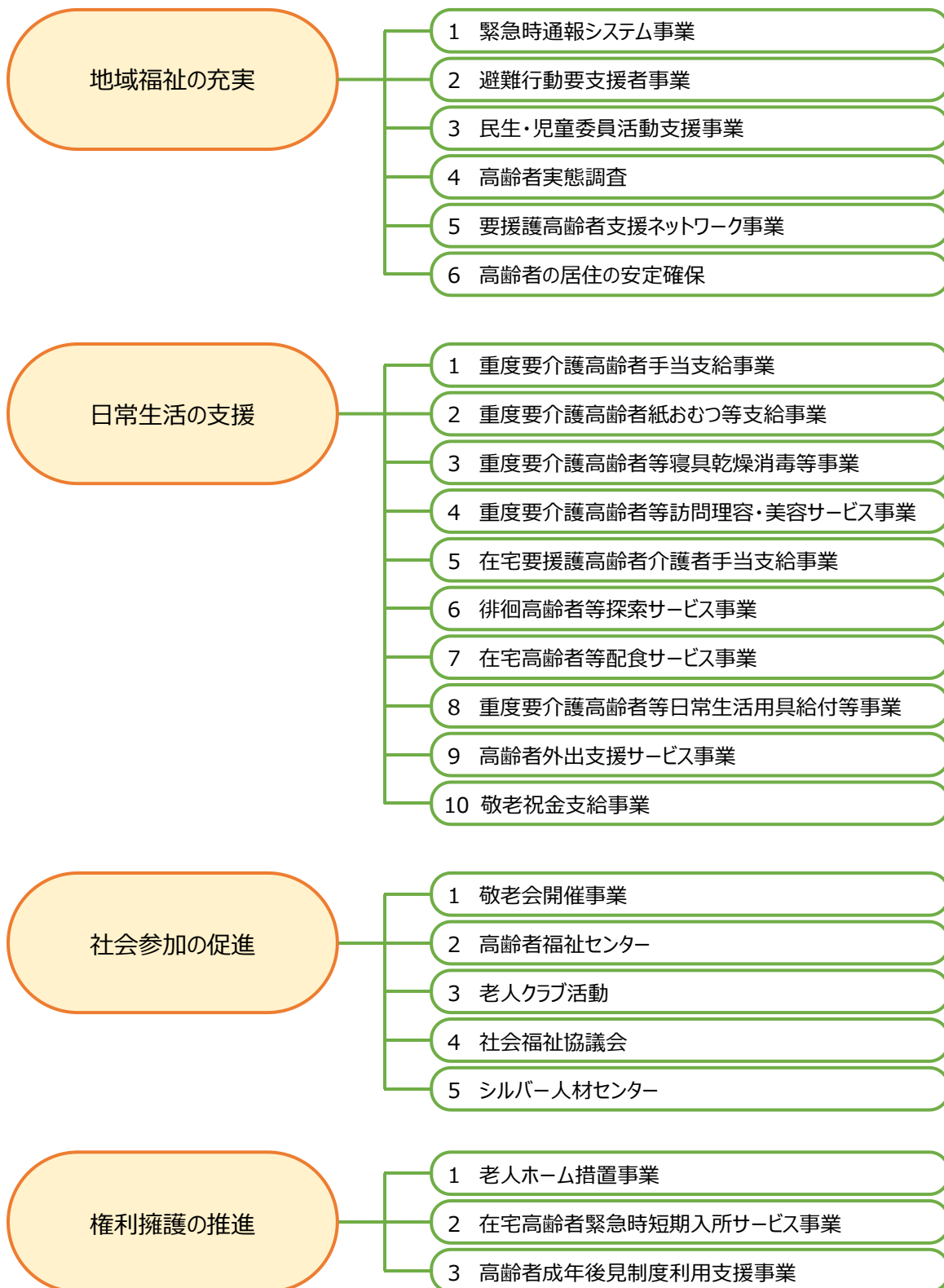
## 第4章

### 高齢者福祉施策





## 第1節 施策体系



## 第2節 地域福祉の充実

### 1 緊急時通報システム事業

身体上慢性的な疾患等により、日常生活を送る上で常時注意が必要なひとり暮らしの方（おおむね65歳以上）を対象としています。

ペンダント型の無線発信器、及び緊急通報機器を利用して、緊急時に緊急通報センターに即座に通報できるシステムです。これにより、迅速な救急活動が行えるようになります。

また、通常時には月に1度、受信センターから利用者に対して電話による安否確認も行っています。なお、機器等の設置については市が負担いたします。

#### ■緊急時通報システム

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用設置件数(件)	220	223	208	213	225	240

#### 【課題】

ひとり暮らしの高齢者が増加している中、利用設置件数が横ばいの状況から、事業の利用促進が課題です。

#### 【今後の取組】

急病、事故等の緊急事態時における迅速な通報体制の確立を図るとともに、ひとり暮らしの方の不安を解消し、生活の安全を守っていけるようPR・周知を充実していきます。

## 2 避難行動要支援者事業

この事業は、障がいのある方や高齢者等災害時に支援を必要とする要支援者の安否確認、避難支援等を迅速に行うことを目的とした事業で、「第2次鴻巣市地域福祉計画」に位置づけられています。

避難行動要支援システムにより、避難行動要支援者並びに避難支援者の方々の情報を管理し、自治会・自主防災組織・民生委員等と情報の共有を図っています。

### ■避難行動要支援者事業

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
要支援者数(人)	629	602	610	620	第6次総合振興計画の中で、要支援者数と避難支援者数の増加を目指します。	
避難支援者数(人)	1,208	1,203	1,210	1,220		

### 【課題】

避難行動要支援のうち、平常時から避難支援等関係者に名簿情報の提供について同意を得ている方が横ばいとなっています。

### 【今後の取組】

同意する避難行動要支援者を増やすため、本事業を周知していきます。

### 3 民生・児童委員活動支援事業

民生・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。その任務は、主に社会福祉の増進に努めることとなっており、社会奉仕の精神を持ち、常に住民の立場に立って活動を行っています。

■ 民生・児童委員

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
民生・児童委員(人)	198	199	202	202	202	202

【課題】

平成29年7月に定数の202名となりました。引続きこの状態を維持することが課題です。

【今後の取組】

高齢者が地域の中で交流を持ちながら安心して生活していけるように、自治会長の協力を得ながら、民生・児童委員活動を支援し、社会福祉の向上をめざします。

### 4 高齢者実態調査

毎年6月に、「ひとり暮らし高齢者」「要援護高齢者（概ね65歳以上の高齢者世帯や日中・夜間独居者）」宅へ民生委員が訪問し、高齢者の状況（日常生活でのお困りごとや緊急連絡先等）を実態調査し、調査票を市へ提出していただいております。この訪問の際、高齢者福祉の導入の必要性がある場合には、市や地域包括支援センターへ連絡をしていただくことで早期に支援へ繋がります。

また、ひとり暮らし高齢者等が緊急入院等で本人自身が家族等の連絡先を伝えることが困難な場合には、実態把握調査票にある緊急連絡先へ市が連絡することにより、家族等へ迅速に情報提供を行なうことが可能となります。

## 5 要援護高齢者支援ネットワーク事業

地域の中で高齢者が安心して暮らし続けられるよう、関係機関や民間団体（牛乳や乳酸飲料・新聞の販売店、スーパー、銀行、電力会社等）と連携して援護が必要な高齢者、虐待を受けている高齢者、認知症高齢者の方などを早期に発見し、迅速に必要な対応が行えるようネットワークを構築しております。

また、ネットワーク事業の中では高齢者問題の実態や知識を習得していただけるよう、協力団体の方々に対して研修会を実施しております。

なお、平成28年度末には77団体が登録し、同年度に80件の情報提供がありました。

### ■要援護高齢者支援ネットワーク事業

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
登録団体数(団体)	70	77	78	79	80	81
情報提供数(件)	90	80	92	94	96	98

### 【課題】

登録団体が増えることで多くの方々が高齢者を見守る形となり、必要な情報の提供も増えるものと考えられることから、新規の団体の登録を増やすことが課題です。

### 【今後の取組】

広報誌等を活用し同事業の周知を行ない、新規の民間事業者の登録確保に努めます。

## 6 高齢者の居住の安定確保

今後高齢化の進展に伴い、要介護・要支援認定者が増加し、介護保険施設等の供給を進めることだけでは十分ではありません。高齢者が住み慣れた地域で、安心・安全な日常生活が送れるように、市内にある軽費老人ホーム等を活用していくとともに国・県が推奨するサービス付き高齢者向け住宅についても、関係機関との連携を図り、高齢者の生活環境の支援に取り組みます。

## 第3節 日常生活の支援

### 1 重度要介護高齢者手当支給事業

65歳以上で、要介護4・5と認定され、介護保険料の滞納がなく、市民税非課税世帯に属する方を対象に、月額5,000円を支給いたします。なお、在宅重度心身障害者手当を受けている方は対象外となります。

#### ■高齢者手当の支給

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
支給延人数(人)	3,204	3,227	3,456	3,600	3,750	3,900

#### 【課題】

継続して安定的な事業の運営を図ることが課題です。

#### 【今後の取組】

事業の周知とともに、高齢者の福祉の増進を図るため、高齢者や介護者の経済的負担・精神的負担の軽減を目指し、他市の状況を参考にしながら、継続的な運営の方法を研究していきます。

### 2 重度要介護高齢者紙おむつ等支給事業

65歳以上で、要介護4・5と認定された方、又は、要介護3で排尿排便が全介助の方を対象とし、月に1回紙おむつを現物支給、もしくはおむつ代の一部を代金支給しています。支給対象者は、ここ数年横ばい傾向にあります。

#### ■紙おむつの支給

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
現物支給延人数(人)	2,410	2,435	2,345	2,470	2,600	2,740
代金支給件数(件)	716	660	720	735	750	765

#### 【課題】

平成29年4月1日から、在宅でのおむつ現物支給に代金支給が追加され、利用者が支給方法を選択できるようになり、利用しやすくなりましたが、支給対象者の増加にまで至っておりません。

#### 【今後の取組】

重度要介護高齢者及び家族の経済的負担の軽減が図れるよう、在宅のおむつ支給方法の選択肢が増えた事とあわせて本事業を周知していきます。

### 3 重度要介護高齢者等寝具乾燥消毒等事業

65歳以上の在宅で、要介護4・5の方、又はひとり暮らしで実態調査の結果、サービスの提供が必要と判断された方を対象にしています。寝具の乾燥消毒を年10回、丸洗いを年2回実施しています。

#### ■寝具乾燥消毒等の利用

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用延回数(回)	382	402	398	408	450	500
利用人数(人)	47	46	42	50	60	70

#### 【課題】

利用者が横ばいの状況にあります。また、事業の実施可能な事業所が少ないことから、継続して安定的な事業の運営を図ることが課題です。

#### 【今後の取組】

事業の周知とともに、高齢者へ衛生的な環境を確保し、健康管理の手助けを図るため、他市町村の状況を参考にしながら、実施方法を検討します。

### 4 重度要介護高齢者等訪問理容・美容サービス事業

65歳以上の在宅されている方で、要介護4・5と認定され、理容・美容店に行くことが困難な方を対象としています。市内の理容・美容店の協力により、高齢者の自宅に訪問し、理容・美容サービスを行っています。なお、サービスは年4回を限度としています。

#### ■訪問理容・美容サービスの利用

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用延回数(回)	147	113	122	140	160	180
利用人数(人)	58	49	53	60	65	70

#### 【課題】

登録者数は横ばいですが、実利用者は減少傾向にあります。また、協力していただく理容・美容店の確保が課題です。

#### 【今後の取組】

事業の周知を行い、利用促進を図るとともに、高齢者福祉施策に協力していただきながら、理容・美容店の確保に努めます。

## 5 在宅要援護高齢者介護者手当支給事業

65歳以上で、要介護4・5と認定された方を在宅で常時介護されている方を対象とし、月額5,000円を支給しています。

### ■高齢者介護者手当の支給

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
支給延人数(人)	2,532	2,363	2,404	2,500	2,600	2,700

### 【課題】

高齢者の在宅介護の推進を継続的に図るため、事業の充実が課題です。

### 【今後の取組】

介護者の経済的負担・精神的負担の軽減を図るため、他市の状況を参考にしながら、実施方法を研究します。

## 6 徘徊高齢者等探索サービス事業

40歳以上の認知症等で徘徊行動のある方を在宅で介護されている家族が対象となります。徘徊高齢者等を家族からの探索依頼に基づき位置情報を提供します。また、状況に応じて現場に急行するサービスも行っています。

### ■徘徊高齢者等探索サービスの利用

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人数(人)	9	9	9	10	11	12

### 【課題】

徘徊高齢者が増加する中、利用者が増えないことが課題となっています。

### 【今後の取組】

徘徊高齢者等を在宅で介護される方の身体的、精神的負担の軽減を図るため、市が徘徊の事実を把握した場合、担当ケアマネジャーや家族等に対し事業の紹介を行っていきます。



## 7 在宅高齢者等配食サービス事業

65歳以上の高齢者世帯やひとり暮らし高齢者で、安否確認、食生活の確保や栄養改善が必要な方、在宅で障害者手帳等を所持する調理が困難な方を対象としています。調理した昼食を月曜日から金曜日まで配食するサービスです。また、配食時には配達員による安否確認も行っています。

### ■配食サービスの利用

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延配食数(食)	12,688	11,705	13,001	13,200	13,400	13,600
利用人数(人)	107	114	144	150	155	160

### 【課題】

ひとり暮らしや高齢者世帯が増加する中、利用者は微増にとどまっています。また、高齢者の状況に合わせた配食内容（ペースト状、糖尿病食等）の充実が課題です。

### 【今後の取組】

必要な方へサービスが提供されるよう事業の周知に努めます。また、食生活の確保及び改善を通じて健康保持を図り、配達員とのふれあいによる安否確認、健康状態の確認も行いながら、高齢者の状況に合わせた配食の方法について、民間業者のノウハウ等を踏まえ研究します。

## 8 重度要介護高齢者等日常生活用具給付等事業

在宅の重度要介護高齢者の方やひとり暮らし高齢者で、一定の要件を満たした方が対象となります。対象となる方に次のような日常生活用具を給付あるいは貸与しています。

給付：火災警報器・自動消火器・電磁調理器

貸与：老人福祉電話

### ■日常生活用具の給付・貸与

		実績値(平成29は見込値)			見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
火災警報器	給付・貸与 人数(人)	1	0	1	1	1	1
自動消火器		1	0	1	1	1	1
電磁調理器		1	1	1	1	1	1
老人福祉電話		8(0)	9(2)	10(2)	11(2)	12(2)	13(2)

( )は新規貸与人数

### 【課題】

高齢者を火災等から守るサービスですが、利用者数が少ないことが課題です。

### 【今後の取組】

サービスの普及啓発に努め、高齢者を火災等から守り、安全に生活できるように、日常生活用具の給付・貸与の事業を継続的に実施していきます。

## 9 高齢者外出支援サービス事業

在宅で65歳以上の方で、常時寝たきりの状態又は常時車椅子を利用しており、一般の交通機関の利用が困難な方を対象としています。車椅子又は寝台に乗りながら乗り降りできる移送用車両による外出支援サービスになっています。自宅と医療機関等との送迎について、1ヶ月180分を限度として費用の8割を負担しています。

### ■外出支援サービス

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用延件数(件)	473	461	452	525	550	580

### 【課題】

常時寝たきりの状態又は常時車椅子を利用している方が、介護保険の乗降介助や社会福祉協議会の移送サービス等、他のサービスとの連携を図ることが課題となっています。

### 【今後の取組】

一般の交通機関の利用が困難な高齢者の外出支援のため、色々のサービスの情報提供を図りながら、支援してまいります。

## 10 敬老祝金支給事業

満75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の方で、市内に3年以上住所を有している方を対象とし、毎年9月（100歳の方は誕生日の前後か近辺）に敬老祝金を支給しています。給付額は満75歳・80歳・85歳・90歳・95歳の方は6,000円（平成30年度以降は5,000円を予定）100歳の方は50,000円となっています。また、在宅の100歳の方と1年以上同居している家族には、長寿者家族慰労金として100,000円を支給します。

### ■敬老祝金支給

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
対象者数(人)	3,348	3,555	3,665	3,942	4,160	4,270

### 【課題】

支給対象者は年々増加しており、継続して安定的な事業の運営を図ることが課題です。

### 【今後の取組】

対象となった高齢者に敬老の意を表するとともに長寿のお祝いとして、今後の実施方法を他市の状況を参考にしながら、研究してまいります。

## 第4節 社会参加の促進

### 1 敬老会開催事業

当年度において、市内の75歳以上の高齢者を対象に、市と各地域の協働事業として開催しています。各地域の実情に応じて特色を生かした敬老会を、9月の敬老週間を中心に11月まで行っています。

#### ■敬老会

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
対象人数(人)	13,571	14,476	15,297	16,935	17,850	18,300
参加人数(人)	5,137	5,313	5,700	6,300	6,660	6,830

#### 【課題】

対象となる高齢者の増加と同時に、開催する側の高齢化も進んでいることから、実施方法が課題となっています。

#### 【今後の取組】

高齢者を敬愛し長寿を祝うために、社会福祉協議会、自治会、支部社協等と連携を図ってまいります。また、他市の状況を参考にし、実施方法を研究していきます。

### 2 高齢者福祉センター

地域の高齢者の健康の増進・教養の向上及びレクリエーションのための場所を提供しています。施設には入浴やカラオケ等の設備があり、高齢者の憩いの場として利用されています。市内には「白雲荘」・「コスモスの家」・「ひまわり荘」があります。

#### ■高齢者福祉センター利用

		実績値(平成29は見込値)			見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
白雲荘	利用延人数 (人)	44,429	43,399	43,218	44,000	44,000	44,000
コスモスの家		24,740	27,832	21,270	22,000	22,000	22,000
ひまわり荘		21,613	18,571	19,366	20,000	20,000	20,000

#### 【課題】

施設の老朽化が進行していることから、安心・安全な施設運営が求められています。

#### 【今後の取組】

鴻巣市公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）の方針を念頭において、利用者が安全で快適に施設を利用できるよう、事前の安全点検や必要な修繕を行ってまいります。

### 3 老人クラブ活動

高齢者の生きがいや健康づくりを増進し、明るい高齢化社会の実現のため、老人クラブ活動について助成をしています。

#### ■老人クラブ活動

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
クラブ数(団体)	60	59	58	58	58	58
クラブ会員数(人)	2,888	2,698	2,553	2,600	2,600	2,600

#### 【課題】

会員数を増やすことが課題となっています。

#### 【今後の取組】

老人クラブの周知に努め、会員数を増やし、クラブ活動の一層の活性化を図ると同時に、健康体操をはじめとした介護予防に取り組みながら、継続的に助成をしていきます。

### 4 社会福祉協議会

「人輝く思いやりのあるまちづくり」を基本理念とし、鴻巣市地域福祉計画・鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画に基づき以下の4つの基本目標を推進します。

- 地域を支える担い手づくり
- 地域を支えるネットワークづくり
- 誰もが自分らしく生きるための仕組みづくり
- 安心して生活ができる環境づくり

### 5 シルバー人材センター

高齢者の持つ技能や能力を生かし、定年退職後等の高齢者の方への就業機会の増大と福祉の向上を図り、活力のある地域づくりへ寄与することを目的として、シルバー人材センターへの育成・援助を行ってまいります。

## 第5節 権利擁護の推進

### 1 老人ホーム措置事業

高齢者が、環境上かつ経済的理由、その他やむを得ない事由により介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められた場合、養護老人ホームに入所する措置をします。これは老人福祉法に基づき、申請により老人ホーム入所判定委員会において判定しています。入所にあたっては、市は本人から所得に応じた階層区分により負担金を徴収（扶養義務者負担有）します。市では措置費用として、生活費・事務費を施設に支払います。

#### ■老人ホーム措置事業

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
措置人数(人)	12	11	11	9	9	9

#### 【課題】

入所者の高齢化により、身体機能の著しい低下や意思疎通が困難となった場合、今後の生活の場を検討していかねばなりません。身寄りのない方も多く、親族がいても引き取りが困難であることが課題となっています。

#### 【今後の取組】

可能な限り親族と連携し、入所者の処遇を検討してまいります。また、連携が困難な場合には、成年後見等の申立て・選任も検討を行い、今後も引き続き入所者の権利擁護について推進していきます。

## 2 在宅高齢者緊急時短期入所サービス事業

高齢者への虐待等により、在宅介護が困難になった場合、一時的に介護老人福祉施設への短期入所ができるサービスです。市では利用施設の確保のため、市内の介護福祉施設と契約をしています。サービス内容は、介護保険における要介護支援認定者の短期入所と同様とし、単価や利用者負担も同様としています。

### ■在宅高齢者緊急時短期入所サービス事業

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人数(人)	1	0	1	1	1	1

### 【課題】

高齢者への虐待等を未然に防ぐよう、民生委員をはじめ、関係各署と連携をとることが課題となっています。

### 【今後の取組】

高齢者の安全を図るため、虐待等の緊急時においても避難・保護を最優先に考え実施していきます。

## 3 高齢者成年後見制度利用支援事業

高齢者で、身寄りがなく認知症・知的障害・精神障害等で判断能力がない場合、市長による成年後見申立ができる事業です。

### ■高齢者成年後見制度利用支援事業

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人数(人)	1	2	3	3	4	5

### 【課題】

民生委員や関係各署と連携を図りながら、周知していくことが課題となっています。

### 【今後の取組】

高齢者の方の権利を守るための事業として継続的に実施していきます。また市民後見人育成にも取り組んでいきます。





---

---

## 第5章

---

---

### 介護保険事業



## 第1節 介護サービスの現状と今後の見込

### 1 介護サービス(介護給付)

#### (1)居宅介護サービス

介護を必要とする高齢者が可能な限り在宅での生活ができるよう、日常生活圏域における介護サービス基盤の整備状況を踏まえながら、居宅サービスの一層の充実に努めます。

##### ①訪問介護

ホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事、必要に応じた通院の付き添いなどの身体介護や、調理、洗濯などの生活援助を行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
4,902	4,877	4,864	5,004	5,208	5,376

##### ②訪問入浴介護

介護士と看護師が訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
625	612	626	648	696	732

##### ③訪問看護

医師の指示にもとづいて、看護師などが訪問し、療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
1,584	1,658	1,925	2,004	2,100	2,136

**④訪問リハビリテーション**

居宅での生活行為を向上させるために、機能回復訓練の専門家が訪問し、リハビリテーションを行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
1,003	1,215	1,204	1,248	1,296	1,320

**⑤居宅療養管理指導**

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、管理・指導を行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
3,150	3,546	3,881	3,936	4,104	4,152

**⑥通所介護**

通所介護施設で、食事、入浴などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を日帰りで行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
10,770	8,504	8,986	9,432	9,792	9,960

**⑦通所リハビリテーション**

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの基本的サービスや生活行為向上のためのリハビリテーションなどを、日帰りで行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
3,541	3,720	4,091	4,128	4,272	4,356

## ⑧短期入所生活介護

介護老人福祉施設などを短期間利用している方に、日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
3,092	3,453	3,703	3,864	4,020	4,068

## ⑨短期入所療養介護

介護老人保健施設などを短期間利用している方に、医療や介護、機能訓練を行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
319	315	321	312	324	336

## ⑩特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどを利用している方に対し、日常生活上の支援などを行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
1,142	1,241	1,211	1,260	1,320	1,380

平成32年度までの施設整備の計画は、ありません。

## ⑪福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるため、車いすや特殊寝台などの福祉用具を貸与するサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
9,868	10,822	11,617	12,048	12,528	12,708

## (2)地域密着型サービス

地域密着型サービスは、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加を踏まえて、住み慣れた地域での生活を継続できるように、市が事業者の指定及び指導・監督を行い、日常生活圏域のニーズを把握しながらサービスの利用促進を図ります。

### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
0	97	771	816	840	864

### ②夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問や、通報に応じて介護福祉士などに来てもらう介護サービスです。

### ③認知症対応型通所介護

認知症高齢者専用の通所介護施設で、専門的なケアなどを日帰りで行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
154	118	112	120	132	144

### ④小規模多機能型居宅介護

通所サービスを中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて提供する多機能なサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
321	417	517	540	576	588

## ⑤ 認知症対応型共同生活介護

共同生活する住宅において、認知症の方に、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
1,403	1,474	1,478	1,548	1,620	2,172

第7期計画期間中の整備を見込んでいます。

## ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が30人未満の小規模介護専用型特定施設で提供される介護サービスです。第7期計画では、利用は見込みません。

## ⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が30人未満の介護老人福祉施設で提供される介護サービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
242	258	206	204	204	204

平成32年度までの施設整備の計画は、ありません。

## ⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

「看護小規模多機能型居宅介護」とは、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるなど、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

第7期計画では、利用は見込みません。

## ⑨ 地域密着型通所介護

日中、利用定員18人以下の小規模の通所介護施設で、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
—	3,826	3,780	3,888	4,032	4,140

### (3)施設サービス

介護を必要とする高齢者が安心して日常生活ができるよう、整備状況を踏まえながら、要介護者を中心とした介護のための施設の充実に努めます。

なお、平成30年4月から、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する「介護医療院」が創設され、平成29年度末で設置期限を迎えることとなっていた介護療養病床については、経過措置期間が6年間延長されます。

#### ①介護老人福祉施設

常時介護が必要で、居宅での生活が困難な入居者に、日常生活上の支援や介護を行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
6,757	7,019	7,545	7,680	7,800	8,280

平成32年度までに50床の施設整備を計画しています。

#### ②介護老人保健施設

状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
3,582	3,741	3,897	4,020	4,140	4,260

#### ③介護療養型医療施設

医療施設で急性期の治療を終えた方に、必要な療養とケアを行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
21	26	43	48	48	0



## ④介護医療院

介護医療院は、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
-	-	-	0	0	48

## (4)特定福祉用具購入

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を、特定福祉用具の販売の指定を受けた事業者から購入した場合、購入費の一部を支給するサービスです。

(件/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
201	228	194	204	204	204

## (5)住宅改修

生活する環境を整えるため、必要と認められた小規模な住宅改修を行った場合に、改修費の一部を支給するサービスです。

(件/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
210	218	203	204	204	204

## (6)居宅介護支援

在宅の要介護認定者が居宅サービスなどを適切に利用できるように、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
18,875	19,993	20,702	21,480	22,308	22,740

## 2 介護予防サービス(介護予防給付)

### (1)居宅介護予防サービス

要支援認定者の生活機能を維持・改善することにより、高齢になっても住み慣れた地域で自立した生活が送れるようにするため、介護予防サービスの一層の充実に努めます。

#### ①介護予防訪問介護

同居家族の支援などが受けられない場合、期間を定めてホームヘルパーが訪問し、利用者が自力では困難な行為について支援を行うサービスです。

本サービスは地域支援事業に移行されたことから、平成30年度以降の見込みは、地域支援事業における「介護予防訪問介護相当サービス」への記載となります。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
1,328	1,317	1,183			

#### ②介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由で、浴室の利用が困難な場合に限定して、移動入浴車などで訪問による入浴介護を行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
28	31	26	36	36	36

#### ③介護予防訪問看護

看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
137	140	188	192	192	192

## ④介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、機能回復訓練の専門家が訪問し、短期集中的にリハビリテーションを行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
98	150	256	264	276	288

## ⑤介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理・指導を行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
191	210	354	372	384	396

## ⑥介護予防通所介護

通所介護施設で食事などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を行うほか、個人の目標にあわせた選択的なサービスを行うサービスです。

本サービスは地域支援事業に移行されたことから、平成30年度以降の見込みは、地域支援事業における「介護予防通所介護相当サービス」への記載となります。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
2,995	3,122	2,717			

## ⑦介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関などで、食事などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を行うほか、個人の目標にあわせた選択的なサービスを行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
903	1,022	1,109	1,128	1,164	1,212

**⑧介護予防短期入所生活介護**

介護老人福祉施設などを短期間利用している方に、日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
100	75	97	108	108	108

**⑨介護予防短期入所療養介護**

介護老人保健施設などを短期間利用している方に、医療や介護、機能訓練を行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
19	15	2	24	24	24

**⑩介護予防特定施設入居者生活介護**

有料老人ホームなどを利用している方に対し、日常生活上の支援などを行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
145	196	272	312	360	408

平成32年度までの施設整備の計画は、ありません。

**⑪介護予防福祉用具貸与**

日常生活の自立を助けるため、福祉用具のうち、介護予防に役立つものについて貸与するサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
1,863	2,234	2,711	2,760	2,832	2,940

## (2)地域密着型介護予防サービス

### ①介護予防小規模多機能型居宅介護

通所サービスを中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて提供する多機能なサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
17	17	32	36	36	36

### ②介護予防認知症対応型共同生活介護

共同生活する住宅において、認知症の方に、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
2	10	50	96	108	168

## (3)特定介護予防福祉用具購入

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を、特定福祉用具の販売の指定を受けた事業者から購入した場合、購入費の一部を支給するサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
67	79	91	96	96	96

## (4)介護予防住宅改修

生活する環境を整えるため、必要と認められた小規模な住宅改修を行った場合に、改修費の一部を支給するサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
103	94	125	132	132	132

### (5)介護予防支援

要支援認定者が効果的に介護予防に取り組めるよう、介護予防ケアマネジメントを行い、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。

(延人数/年)

平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
5,831	6,115	6,232	6,468	6,708	6,912

### 3 地域密着型サービスの必要利用定員総数

地域密着型サービスは、必要利用定員総数を定めることが求められているため、本市では、各サービスについて次のように見込みます。

なお、本計画において整備予定のないサービスは、利用者ニーズの動向、市内及び近隣事業者の参入意向等を継続的に把握し、必要に応じて基盤整備を図ります。

■ 日常生活圏域ごとの必要利用定員数(単位:人/日)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症対応型共同生活介護	144	144	171
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	20	20	20

## 第2節 地域支援事業の現状と今後の見込

地域支援事業は、要支援・要介護など介護が必要な状態になる前から介護予防を推進し、高齢者が地域において自立した生活を継続できるよう支援するものです。

地域共生社会の実現に向けて、地域住民が「わがこと」として地域づくりに主体的に取り組み、地域づくりの取組の支援と公的な福祉サービスへのつながりを含めた「まるごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要があります。

### 1 介護予防・日常生活支援総合事業

平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始しています。本事業は、要支援認定者や一定の生活機能が低下した高齢者（第1号被保険者）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、高齢者が要介護状態になることの予防または要介護状態等の軽減もしくは重度化防止のために全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」からなり、要支援者等の能力を最大限いかしつつ、状態に応じたサービスが選択できるよう総合的な事業展開を目指します。

#### (1)介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、従来の介護予防訪問介護等に相当するサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスの展開を目指します。

事業の対象者は、要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者（事業対象者）とします。

##### ①訪問型サービス

これまでの介護予防訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスから構成されます。はつらつ生活支援サービスでは、生活援助（掃除、買い物、調理、洗濯等）を利用者とともにを行い、生活の中でできることを増やします。併せて、住民主体によるサービスや短期集中型のサービス等の実施を検討します。

##### ■訪問型サービス

		実績値(見込値)	見込値		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (延人数/年)	介護予防訪問介護 相当サービス	1,235	1,300	1,370	1,440
	はつらつ生活支援 サービス	10	120	130	140

## ②通所型サービス

これまでの介護予防通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスから構成されます。機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。

### ■通所型サービス

		実績値(見込値)	見込値		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (延人数/年)	介護予防通所介護 相当サービス	2,874	3,020	3,170	3,330
	はつらつデイサービス	750	1,500	1,580	1,660

## ③その他の生活支援サービス

要支援者等に対し、地域における自立した日常生活の支援のための事業（例えば、栄養改善や見守りを目的とした配食や定期的な安否確認等）の実施を検討します。

## ④介護予防ケアマネジメント

総合事業によるサービス事業のほか、一般介護予防事業や市独自施策、民間企業の生活支援サービスも含め、要支援者等にあった適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

### ■介護予防ケアマネジメント

	実績値(見込値)	見込値		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(延人数/年)	1,570	3,150	3,310	3,480

## (2)一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、介護予防に有効な運動教室や市民ボランティアの運営によるサロン等を広く実施するとともに、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

事業の対象者は、全ての高齢者及びその支援のための活動に関わる方とします。

### ①介護予防把握事業

収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動へつなげます。



## ②介護予防普及啓発事業

介護予防につながる基本的な知識を普及啓発するため、介護予防教室や講演会等を開催します。

### ■出前講座

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数(回/年)	32	22	20	25	25	25
参加者数(延人数/年)	1,496	1,102	550	600	600	600

### ■認知症予防講演会

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数(回/年)	1	1	1	1	1	1
参加者数(人)	214	250	178	250	250	250

### ■はつらつ健康スタジオ

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
会場数(か所)	9	9	13	13	13	13
実施回数(回/年)	156	152	276	280	280	280
参加者数(延人数/年)	6,738	7,395	14,000	14,000	14,000	14,000

## ③地域介護予防活動支援事業

介護予防に向けた取組として、対象者が積極的に参加したいと思えるような多様なメニューを実施し、事業を通じて参加者同士の交流を図るとともに、自主的な取組につなげる等の工夫をすることにより、住民の積極的な参加を図ります。

### ■わがまちサロン

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
会場数(か所)	6	6	6	6	6	6
実施回数(回/年)	130	130	130	130	130	130
参加者数(延人数/年)	2,649	2,871	2,900	2,900	2,900	2,900
ボランティア(延人数/年)	962	966	960	960	960	960

## 第5章 介護保険事業

### ■おはなし聴き隊

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数(回/年)	172	148	145	145	145	145
参加者数(延人数/年)	287	272	270	270	270	270
ボランティア(延人数/年)	406	375	370	370	370	370

### ■すこやかシニア体操

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
会場数(か所)	2	2	2	2	2	2
実施回数(回)	42	41	44	45	45	45
参加者数(延人数/年)	1,368	1,248	1,300	1,300	1,300	1,300
ボランティア(延人数/年)	237	205	230	230	230	230

### ■のすこ体操

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施団体(団体)	2	5	17	22	27	32
参加者数(延人数/年)	32	80	270	320	370	420

### ■介護予防リーダー養成講座

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数(回/年)	1	1	1	1	1	1
参加者数(人/年)	18	8	20	20	20	20

## ④一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。

## ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーションに関する専門職が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援します。

## 2 包括的支援事業

地域のケアマネジメントを総合的に行うために、総合相談支援事業、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを地域包括支援センターが実践するとともに、平成26年改正介護保険法により本事業に位置づけられた「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」を市が主体となって展開することで、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

併せて、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を業務とし、地域包括ケアシステム構築へ向けた中核的な機関である地域包括支援センターの体制強化を図ってまいります。

### (1)地域包括支援センターの運営

地域包括ケアシステムの構築に向けて、包括的支援事業の更なる充実及び在宅医療連携事業等の新しい業務に対応し、全体の資質向上、業務の標準化、後方支援の充実を図る等、地域包括支援センターの体制を強化します。

#### ①総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるよう、地域包括支援センターが中心となり、各日常生活圏域の高齢者の実情把握に努め、高齢者本人、家族、近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な援助を行います。

#### ②権利擁護業務

地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活することができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行います。

#### ③包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域における連携・協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

#### ④地域ケア会議

地域包括支援センター単位で行う個別会議、市が行う推進会議により、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の在宅生活を支援するとともに、地域課題の把握・検討に取り組みます。

## 第5章 介護保険事業

### ■総合相談支援事業

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談件数(件/年)	31,240	32,939	34,353	35,168	36,000	36,000

### ■権利擁護事業

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(人/年)	64	72	75	80	85	90

### ■包括的・継続的ケアマネジメント

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談件数(件/年)	235	282	250	260	270	270

### ■地域ケア会議の開催

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
推進会議(回/年)	-	-	6	12	12	12
個別会議(回/年)	-	39	39	39	39	39

## (2)在宅医療・介護連携の推進

後期高齢者の増加に伴い、在宅で医療と介護を必要とする高齢者の増加が見込まれており、在宅医療や介護サービスの供給体制を整備する必要があります。

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進します。

### ①地域の医療・介護資源の把握

地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、地図又はリスト化します。把握した医療・介護サービスの資源の状況を関係機関と共有するとともに、市民への周知を図ります。

## ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

平成29年度に設置した「鴻巣市在宅医療・介護連携推進会議」を定期的で開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策等の協議を行います。

### ■鴻巣市在宅医療・介護連携推進会議の開催

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数(回/年)	-	-	3	3	3	3

## ③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築を目指した取組を行います。

## ④医療・介護関係者の情報共有の支援

情報共有の手順等を定めた情報共有ツールを整備する等、地域の医療・介護関係者の情報共有を支援します。

## ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの相談窓口として、在宅医療・介護の連携を支援する人材を配置した（仮称）鴻巣在宅医療連携センターの運営を行います。

## ⑥医療・介護関係者の研修

地域の医療関係者や介護関係者の連携を実現するために、介護または医療に関する研修や、多職種でのグループワーク等の研修会を実施します。

### ■在宅医療・介護連携研修会の開催

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数(回/年)	-	1	1	1	1	1

## ⑦地域住民への普及啓発

在宅医療・介護連携に関する講演会の開催や、パンフレット、チラシ等を作成・配付し、市民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。

## ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

二次医療圏内の市町が連携して、広域連携が必要な事項について協議します。

### (3)認知症総合支援事業

「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向けて、認知症の人等の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すことが示されています。

認知症の早期支援に対応するため地域の医療機関等と協力して取り組むとともに、認知症の人やその家族にやさしい地域づくりを展開していくため、各種事業を推進します。また、第2号被保険者に該当する若年性認知症についての相談支援体制の整備を図るとともに、高次脳機能障害についても障害福祉分野と連携しながら支援していきます。

#### ①認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の活動を市民や関係機関に周知し、早期診断・早期対応に向けた支援を推進します。

##### ■初期集中支援

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
支援件数(件/年)	68	249	300	300	350	350

#### ②認知症地域支援・ケア向上推進事業

「認知症地域支援推進員」を中心に、認知症の人とその家族を支援する相談支援を推進するとともに、認知症の人に状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係者の連携を図ります。

また、認知症の人やその家族を支えるつながりを支援するための場である「オレンジカフェ」（認知症カフェ）の提供や、認知症ケアに携わる多職種協働のための研修を開催するなど、認知症のケア向上を推進します。

##### ■相談支援

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談受付件数(件/年)	645	923	1,000	1,000	1,050	1,050

##### ■オレンジカフェの開催

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数(回/年)	17	27	33	36	36	36

#### (4)生活支援サービスの体制整備

生活支援体制の整備にあたっては、地域住民や、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人などの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者の社会参加及び生活支援・介護予防の充実に努めます。

##### ①生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置

生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)により、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた資源開発や関係者間のネットワーク構築等を推進し、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制整備を推進します。

###### ■生活支援コーディネーターの配置

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
配置人数(人)	1	1	1	1	1	1

##### ②支え合い推進会議(第1層協議体)の運営

第1層協議体である「鴻巣市支え合い推進会議」を定期的に行い、生活支援コーディネーターを中心に、本市における高齢者の支え合いの仕組みづくりを検討します。併せて、協議体委員間の情報共有及び連携強化を図ります。

###### ■鴻巣市支え合い推進会議の開催

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数(回/年)	0	2	3	3	3	3

##### ③第2層協議体の設置・運営

日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置するとともに、その活動を補完する協議体を設置し、各圏域におけるニーズ・資源の把握と、多様な主体への協力依頼等の働きかけを行います。

平成30年度中に全日常生活圏域に生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置を目指します。

### 3 任意事業

#### (1) 家族介護支援事業

介護方法の指導や、要介護者や要支援者を介護している家族等の支援のために、交流会や講座等の各種事業を実施します。

認知症の方が所在不明になった時、身に付けているキーホルダーやアイロンプリントの登録番号により、市、地域包括支援センター、警察等の関係機関が素早く本人確認ができる「ひとり歩き見守りグッズ」を広報等により広く周知し、登録を推進します。

##### ■ 介護者教室

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
会場数(か所)	5	5	5	5	5	5
実施回数(回/年)	10	10	10	10	10	10
参加者数(延人数/年)	100	102	100	100	105	105

##### ■ 介護者交流会

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
会場数(か所)	5	5	5	5	5	5
実施回数(回/年)	5	10	10	10	10	10
参加者数(延人数/年)	23	71	70	70	75	75

##### ■ 認知症サポーター養成講座

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数(回/年)	40	37	40	40	40	40
サポーター数(累計、人)	3,796	4,777	6,000	7,200	8,500	9,800



## (2)介護給付等費用適正化事業

要介護認定調査状況のチェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、利用者に対する給付費通知の発送などを行い、介護サービスの質の向上及び適正化を図ります。

### ■介護給付等費用適正化事業

	実績値(平成29は見込値)			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ケアプランチェック回数(回)	6	12	12	12	12	12
ケアプランチェック件数(件)	50	48	60	60	60	60
住宅改修の点検・調査	随時	随時	随時	随時	随時	随時
福祉用具調査	随時	随時	随時	随時	随時	随時
縦覧点検・医療情報との突合(回)	12	12	12	12	12	12
介護給付費通知(回)	1	1	1	1	1	1
事業者研修会(回)	6	4	3	3	3	3
事業者研修会参加者(人)	555	534	400	500	500	500



---

## 第6章

---

### 介護保険事業費用の見込



## 第1節 サービス別給付費の推計

### 1 介護給付費

単位:千円

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅サービス			
訪問介護	271,962	284,263	293,405
訪問入浴介護	41,111	44,082	46,153
訪問看護	84,964	89,157	90,814
訪問リハビリテーション	41,253	42,971	43,965
居宅療養管理指導	53,247	55,534	56,157
通所介護	787,586	818,925	828,836
通所リハビリテーション	310,657	321,974	326,383
短期入所生活介護	400,164	416,975	419,040
短期入所療養介護	29,303	30,476	31,939
福祉用具貸与	178,901	186,502	189,423
特定福祉用具購入費	7,052	7,052	7,052
住宅改修費	22,281	22,281	22,281
特定施設入居者生活介護	246,907	259,953	272,888
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	110,521	113,806	116,210
認知症対応型通所介護	16,341	18,329	20,246
小規模多機能型居宅介護	102,586	112,106	112,537
認知症対応型共同生活介護	399,752	418,543	562,348
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	54,459	54,483	54,483
地域密着型通所介護	291,837	302,330	310,076
施設サービス			
介護老人福祉施設	1,958,823	1,989,524	2,110,838
介護老人保健施設	1,083,329	1,117,622	1,151,429
介護医療院	0	0	19,079
介護療養型医療施設	19,174	19,182	0
居宅介護支援			
居宅介護支援	299,253	311,037	316,615
介護給付費計(I)	6,811,463	7,037,107	7,402,197

## 2 予防給付費

単位:千円

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	1,421	1,422	1,422
介護予防訪問看護	6,675	6,678	6,678
介護予防訪問リハビリテーション	7,696	8,090	8,399
介護予防居宅療養管理指導	4,886	5,048	5,202
介護予防通所リハビリテーション	37,188	38,419	39,885
介護予防短期入所生活介護	3,512	3,514	3,514
介護予防短期入所療養介護	942	943	943
介護予防福祉用具貸与	14,732	15,107	15,669
特定介護予防福祉用具購入費	2,789	2,789	2,789
介護予防住宅改修	14,195	14,195	14,195
介護予防特定施設入居者生活介護	23,677	28,310	32,933
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	418	418	418
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,044	3,045	3,045
介護予防認知症対応型共同生活介護	22,634	25,474	39,626
介護予防支援			
介護予防支援	30,464	31,609	32,570
予防給付費計(Ⅱ)	174,273	185,061	207,288

## 3 総給付費

単位:千円

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
総給付費【(Ⅰ)+(Ⅱ)】	6,985,736	7,222,168	7,609,485
介護給付費計(Ⅰ)	6,811,463	7,037,107	7,402,197
予防給付費計(Ⅱ)	174,273	185,061	207,288

## 第2節 第1号被保険者保険料の算定

### 1 標準給付費見込額

本計画期間における各年度の標準給付費は次のとおりです。3年間の合計額は、238億6,443万円となります。

単位:千円

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
総給付費(a)	6,985,736	7,222,168	7,609,485	21,817,389
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う 財政影響額(b)	4,145	6,488	6,620	17,253
消費税率等の見直しを勘案した影響額(c)	0	86,666	182,628	269,294
特定入所者介護サービス費等給付費(d)	365,000	383,000	402,000	1,150,000
高額介護サービス費等給付費(e)	174,000	183,000	192,000	549,000
高額医療合算介護サービス費等給付費(f)	25,000	27,500	30,300	82,800
算定対象審査支払手数料(g)	4,000	4,400	4,800	13,200
標準給付費見込額(a-b+c+d+e+f+g)	7,549,591	7,900,246	8,414,593	23,864,430

### 2 地域支援事業費

本計画期間における各年度の地域支援事業費は次のとおりです。3年間の合計額は、9億9,200万円となります。

単位:千円

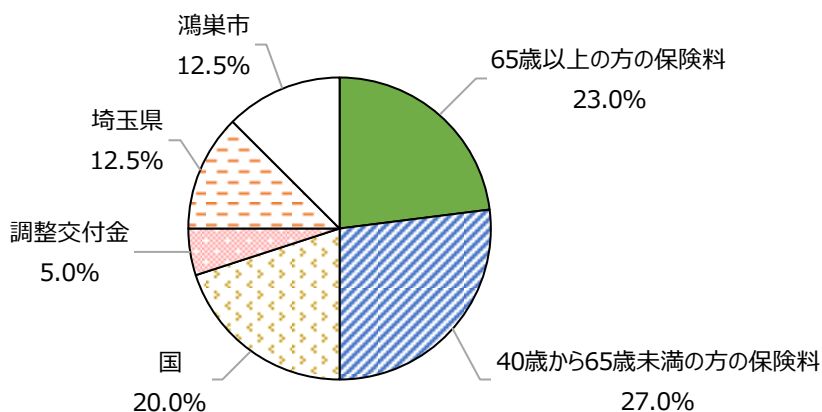
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費(a)	158,000	165,000	174,000	497,000
包括的支援事業・任意事業費(b)	164,000	165,000	166,000	495,000
地域支援事業費(a+b)	322,000	330,000	340,000	992,000

### 3 保険料の算定

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、介護予防給付費、審査支払手数料、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、地域支援事業に要する費用などから構成されます。

一方、事業費の財源は、国の負担金、県の負担金、市の負担金（一般会計繰入金）、国の調整交付金、介護給付費交付金（第2号被保険者の保険料）、第1号被保険者の保険料などで賄われます。

■介護保険給付にかかる費用の負担割合



※居宅給付費の場合(利用者負担は除く)

#### (1)第7期計画の保険料

本計画期間における第1号被保険者の保険料基準額は、下表のとおり月額4,800円と算定されます。

区分	金額
保険料収納必要額(a) (保険料率 23%、調整交付金見込額等の調整後)	6,705,552,145 円
準備基金取崩額(b)	525,000,000 円
準備基金取崩額充当後必要額(c=a-b)	6,180,552,145 円
保険料収納率 99.00%を勘案(d=c÷99.00%)	6,242,981,965 円
所得段階別加入割合補正後被保険者数(108,381 人)で按分 (e=d÷108,381)	57,602 円
【保険料基準額(月額)】(e÷12)	4,800 円



## (2)保険料変更の主な要因

保険料変更の主な要因は次の通りです。

- ①法改正による第1号被保険者の保険料負担割合の増加（22%→23%）
- ②介護報酬の改定（+0.54%）
- ③消費税引き上げに伴う影響（平成31年10月実施）
- ④介護職員の処遇改善に係る影響（平成31年10月実施）

### ■本市の保険料基準額の変遷

	第4期計画	第5期計画	第6期計画	第7期計画
保険料基準額【月額】	3,685円	4,268円	4,696円	4,800円
前期との差(割合)	-	+583円 (+15.8%)	+428円 (+10.0%)	+104円 (+2.2%)

### (3)所得段階別保険料の見込

各所得段階別の保険料は次のとおりです。

所得段階	対象者	負担割合	年額(円)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.50	28,800
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ 本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額 ×0.65	37,400
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ 本人年金収入等120万円超	基準額 ×0.75	43,200
第4段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ 本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.90	51,800
第5段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ 本人年金収入等80万円超	基準額 ×1.00	57,600
第6段階	本人が市民税課税かつ合計所得120万円未満	基準額 ×1.20	69,100
第7段階	本人が市民税課税かつ合計所得120万円以上 200万円未満	基準額 ×1.30	74,800
第8段階	本人が市民税課税かつ合計所得200万円以上 300万円未満	基準額 ×1.50	86,400
第9段階	本人が市民税課税かつ合計所得300万円以上 400万円未満	基準額 ×1.70	97,900
第10段階	本人が市民税課税かつ合計所得400万円以上	基準額 ×1.80	103,600

## (3) 将来的な保険料水準等の想定

中長期的な視点に立ち、介護需要のピークと考えられる平成37年度のサービスごとの給付費及び保険料水準は、次のとおり推計されます。

単位:千円

	介護給付	予防給付
<b>居宅サービス</b>		
訪問介護	368,283	
訪問入浴介護	60,163	1,896
訪問看護	115,536	8,381
訪問リハビリテーション	55,910	9,799
居宅療養管理指導	70,204	5,997
通所介護	1,029,656	
通所リハビリテーション	402,896	46,941
短期入所生活介護	519,322	4,323
短期入所療養介護	39,406	1,414
福祉用具貸与	237,563	18,414
特定福祉用具購入費	9,557	3,503
住宅改修費	30,209	16,980
特定施設入居者生活介護	298,411	44,489
<b>地域密着型サービス</b>		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	141,564	
認知症対応型通所介護	26,506	836
小規模多機能型居宅介護	138,914	4,061
認知症対応型共同生活介護	701,769	53,779
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	57,820	
地域密着型通所介護	386,962	
<b>施設サービス</b>		
介護老人福祉施設	2,438,906	
介護老人保健施設	1,286,660	
介護医療院	52,468	
居宅介護支援	392,854	38,564
合計	8,861,539	259,377
総給付費		9,120,916
地域支援事業費		280,000
保険料基準額(月額)		6,500円



## 第7章

### 計画の推進



## 第1節 介護保険制度の適正な運営

### 1 被保険者に対する情報提供の充実

被保険者に対し、市役所窓口、地域包括支援センターなどで制度のしくみや運営状況についての情報提供を行うとともに、広報やホームページを活用し情報提供の充実を図ります。

また、市内でサービスを提供している事業者に関する情報を市役所の窓口、地域包括支援センターに設置し、利用者に対する情報提供に努めます。

### 2 給付に関する保険者のチェック機能や事業者向け研修会の実施

これまでもケアプランの点検などを通じ介護サービスが適切かつ適正に行われているかを保険者がチェックしていましたが、今後は新たな確認体制を構築しチェック機能を更に充実させていきます。

また、適切なサービス提供や介護人材の確保及び資質の向上等を図るために、事業者を対象とする研修会を実施するとともに、制度の改正点や給付適正化の取組などについて事業者へ情報提供する機会を充実します。

### 3 事業者に対する指導監査の実施

介護保険制度が被保険者の信頼を維持し、持続可能な制度として適正に運営されるためには、事業者が指定基準を満たしているかどうかを確認し、不正な請求がないようチェックする指導監査の実施が不可欠です。

地域密着型サービスでは、事業者の指定、指導監査権限が保険者に付与されており、実地指導等を通じて適正な事業運営を促進しています。今後、他のサービスでも県からの権限移譲が行われ、保険者の権限が強化されます。

### 4 地域包括支援センターとの連携

市が設置し、行政機能の一部として地域の高齢者支援の最前線に立っている「地域包括支援センター」は、地域包括ケアシステムの中核的な機関として、その役割は今後ますます重要となります。地域包括支援センターが適正に事業を実施することができるよう、市は体制の整備を含め、適切に関与していきます。

また、市と地域包括支援センターがそれぞれの役割を認識した上で、緊密な連携を図りながら一体的な運営体制をとっていきます。

## 第2節 計画の推進体制

### 1 計画の進捗管理

各年度において、高齢者の自立支援が図られているか、効果的な介護予防・重度化防止の取組が行われているか等、高齢者福祉施策の実施状況について点検・評価を実施し、関係会議等に報告・協議し、高齢者福祉施策が円滑に実施されるように努めます。

また、地域包括支援センターの事業については、鴻巣市介護保険運営協議会において、事業内容や事業成果などについて評価・課題の検討等を行います。



## 資料編



# 1 鴻巣市介護保険運営協議会条例

平成 23 年 3 月 30 日条例第 7 号

改正

平成 27 年 3 月 27 日条例第 1 号

(設置)

第 1 条 介護保険事業の運営に関する事項を調査審議するため、鴻巣市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの指定及び運営に関すること。
- (4) 地域支援事業に関すること。
- (5) その他介護保険事業の運営に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者
- (2) 介護保険サービスの利用者又はその介護者
- (3) 介護保険サービスの提供事業者の代表者
- (4) 保健・医療・福祉関係者
- (5) 地域包括支援センターの代表者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## 資料編

### (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康づくり部長寿いきがい課において処理する。

一部改正〔平成27年条例1号〕

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則（平成27年3月27日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 2 鴻巣市介護保険運営協議会委員名簿

任期：平成29年5月10日から平成32年5月9日（敬称略）

No.	選出区分	委員名	ふりがな	備考
1	介護保険の被保険者	坂本 強	さかもと つよし	会長
2	介護保険の被保険者	森下 福子	もりした ふくこ	
3	介護サービス利用者又はその介護者	松村 光枝	まつむら みつえ	
4	介護サービス利用者又はその介護者	新井 公代	あらい まさよ	
5	介護サービスの提供事業者の代表者	赤坂 弘美	あかさか ひろみ	
6	介護サービスの提供事業者の代表者	渡辺 寿恵	わたなべ すみえ	
7	介護サービスの提供事業者の代表者	矢下 文江	やした ふみえ	
8	保健・医療・福祉関係者	國分 武洋	こくぶん たけひろ	副会長
9	保健・医療・福祉関係者	久保田 武志	くぼた たけし	
10	保健・医療・福祉関係者	仁科 哲雄	にしな てつお	
11	保健・医療・福祉関係者	加藤 義浩	かとう よしひろ	
12	地域包括支援センター代表者	高村 敏信	たかむら としのぶ	

### 3 策定経過

鴻巣市介護保険運営協議会開催一覧表

開催日	回数	議題
平成29年 5月10日	第1回	(1) 鴻巣市第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について ①計画策定スケジュールについて ②介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について ③在宅介護実態調査について
7月5日	第2回	(1) 総合事業に係る事業者指定について (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果について (3) 在宅介護実態調査の結果について
8月9日	第3回	(1) 平成28年度地域支援事業の実績について (2) 第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の実績について
10月11日	第4回	(1) 地域密着型事業所の更新について (2) 平成28年度介護保険特別会計決算について (3) 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
11月15日	第5回	(1) 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（骨子案）について
12月13日	第6回	(1) 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について
平成30年 1月31日	第7回	(1) パブリックコメントの対応について (2) 介護保険料の基準額について (3) 市への意見書について

## 4 意見書

平成30年2月6日

鴻巣市長 原 口 和 久 様

鴻巣市介護保険運営協議会  
会 長 坂 本 強

### 意 見 書

鴻巣市介護保険運営協議会において慎重に審議を重ねた結果、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画については、原案のとおり適正であると認めます。  
なお、各委員から次のとおり意見・要望がありましたので、提出いたします。

#### 記

##### 1 高齢者福祉の充実について

- ① 一人暮らしの高齢者が増える中、不安を解消し生活の安全を守れるように、高齢者福祉事業のPRを積極的に実施すると共に、福祉サービスを必要とする方へサービスが届くよう、高齢者が安心して暮らせる体制づくりに努めること。
- ② 市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及びサービス提供事業者等と連携を密に行い、要援護高齢者やその介護者等に対し、迅速な対応ができるよう努めること。
- ③ 避難行動要支援者事業の推進に当たっては、民生委員や自治会等との情報の共有を図ると共に、制度の周知と登録者の増加を図るため、様々な機会を通して同事業のPRに努めること。

##### 2 介護保険制度の充実について

- ① 団塊の世代が全員75歳以上となる2025年に向けて、地域包括ケアシステムの構築及び深化を図ること。
- ② 今後ますますの高齢化の進展や生産年齢人口の減少を踏まえ、求められるサービス量を適切に分析することにより、真に必要なサービスが提供できるよう体制整備に努めること。

- ③ 高齢者の生活実態を鑑みながら介護を必要としている方や家族等の介護者への支援に早期につながるように制度の周知を図ること。

### 3 地域支援事業の推進について

- ① 地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談窓口であり、地域包括ケアシステムの核となることから、より一層の周知と機能強化を図ると共に、地域で高齢者の生活を支えるネットワークづくりを推進すること。
- ② 地域には、ボランティアをしたい方など、支援をする側の資源も数多く眠っているので、このような方々が活動しやすい環境をつくることにより、生活支援体制の整備を推進すること。
- ③ 在宅で療養する要介護高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう在宅医療と介護の連携を推進すること。

### 4 介護保険財政の適切な運営について

- ① 介護保険料は、介護保険財政の根幹をなすものであるため、介護保険料の上昇を極力抑制しつつも真に必要なサービスが円滑に提供されるように、サービス提供の適正化を一層進め、介護保険財政が適正に運営できるように努めること。
- ② 介護保険制度の改正に基づき、事業者が適正にサービスを提供できるように適切に指導や支援をすること。

### 5 その他

- ① 市民生活に直結する介護保険料の改正等があることから、本計画の趣旨や事業内容について広報紙・ホームページ等を活用し、市民への周知を図ること。



## 5 用語解説

### あ 行

#### 一般介護予防事業

介護予防の人材育成研修や地域活動組織の育成・支援、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等の関与など、効果的・効率的な介護予防に資する事業。

### か 行

#### 介護医療院

要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設。

#### 介護サービス

介護保険の要介護認定を受けた要介護者に提供される介護のサービス。広義では、介護予防サービスを含めることもある。

#### 介護保険制度

平成12年4月から始まった介護を公的に支えるための保険制度で、介護や支援が必要になった場合（要介護・要支援状態）、状況に応じて保健・医療・福祉のサービスを総合的に受けられる制度。65歳以上全員と、40歳から64歳までの医療保険加入者が対象となり、要介護認定を受けて介護保険サービスを利用する。

#### 介護保険施設

介護保険の給付対象となる施設サービスを行う施設。介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院をいう。

#### 介護予防

どのような状態にある者であっても、生活機能の維持・向上を積極的に図り、要支援・要介護状態の予防及びその重症化の予防、軽減により、高齢者本人の自己実現の達成を支援すること。

#### 介護予防サービス

予防給付の対象として指定介護予防事業者等により、介護保険の要支援認定を受けた要支援者に提供されるサービス。

## 資料編

### 介護予防・日常生活支援総合事業

地域支援事業の一つ。要支援者の多様なニーズに、要支援者の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する事業で、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等がある。

### 介護療養型医療施設

長期にわたり療養を必要とする要介護者に対し、入院する病院等で施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療などのサービスを行う施設。

### 介護老人福祉施設

要介護者で常に介護を必要とし、自宅での介護が難しい高齢者が入居し、日常生活の介助や機能訓練などを受ける施設。

### 介護老人保健施設

要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに、日常生活上の世話などのサービスを行う施設。

### 機能訓練

40歳以上で、疾病・負傷などにより心身の機能が低下しているかたのうち、医療終了後も心身機能の維持・回復と日常生活の自立支援を目的に行われる訓練。

### 共生型サービス

高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに位置づけられたサービス。

### 居宅介護支援

ケアマネジャーが、居宅サービスを希望する要介護認定者やその介護者の相談に応じて、そのかたに合ったケアプランを作成し、サービス提供事業者と連絡調整をして、介護サービスの利用を支援する。

### 協働

市民、自治会等の公共的団体やNPOなどの民間団体、企業や大学などの事業者及び行政が、地域の課題に対し、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え、協力し合って取り組んでいくこと。

## 居宅サービス

利用者が、自宅で受ける介護サービスや自宅から通って利用するサービス。

## ケアプランの点検

自立支援の適切なケアプランになっているかを点検し、保険給付の適正化を図ることを目的に行う。

## 居宅療養管理指導

居宅要介護者または要支援者について、病院、診療所、または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などにより行われる療養上の管理及び指導をいう。

## ケアマネジメント

介護サービス計画（ケアプラン）に基づき、要介護者一人ひとりの心身の状況や家族状況、本人や家族の意見を踏まえた上で各種サービスを適切に組み合わせ、計画的にサービスが提供されるようにすること。

## ケアマネジャー

要介護者等からの相談に応じたり、心身の状態に応じ適切な居宅サービス、施設サービス又は地域密着型サービスを利用したりできるよう、市や居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う人。また、介護サービス計画（ケアプラン）の作成見直しも行う。

## ケアプラン

要介護認定を受けた人に対し、ケアマネジャーがそれぞれの人の心身の状態を考慮して、サービスの種類や内容等、どのような介護を受けるかを定める計画。

## 高額介護サービス費

ひと月の利用者負担額（介護保険適用分）が、一定の限度額を超過したときに、申請をすることによって、超過分が償還給付される。

## 高額医療合算介護サービス費

1年間に医療保険と介護保険の両方のサービスを利用し、世帯の自己負担額の合計が高額になった場合、自己負担限度額（年額）を超えた金額が支給される。

## 高齢者

一般に満65歳以上の者をいう。

## 資料編

### 高齢社会

総人口に対して高齢者（65歳以上の者）の割合が高くなっている社会。一般に高齢化率（65歳以上の高齢者の人口が総人口に占める割合）が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会と言われる。

### 高齢者の権利擁護

判断能力のない、又は不十分な高齢者の権利を守り、安心して日常生活を送ることができるように支援する制度。

### コーディネート機能

医療、介護、福祉などの各分野が、必要なときに必要な機関等を紹介できる連絡調整機能をいう。

### コーホート変化率法

ある年の性別・年齢別人口を基準人口として、それをもとに一定期間における変化率を求め、将来人口を推計する手法。コーホートとは、同年に生まれた集団を指す。

## さ 行

### 算定対象審査支払手数料

市町村と都道府県国保連との契約により定められる審査支払手数料単価のうち、国庫負担金等の算定の基準となる単価に3年間における審査支払見込件数を乗じた額のことをいう。

### 施設サービス

介護サービスのうち、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）において提供されるものをいう。

### 市民後見人

親族以外の市民による後見人のこと。

### 社会福祉協議会

社会福祉法に基づき設置された、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした民間組織。

### 住民基本台帳

市町村等が作成する、その住民について記載された住民票を世帯ごとに編成した台帳。

### ショートステイ

介護保険サービスの「短期入所生活介護」・「短期入所療養介護」のことで、諸事情により在宅での介護が一時的に不可能になった場合、介護保険施設に短期的に入所し、日常生活上の世話や医療的管理を受けるサービス。

### シルバー人材センター

働く意欲のある高齢者のニーズに応じた、地域社会の日常生活に密着した、就業機会の提供を促進している公益法人。

### 審査支払手数料

各サービス事業者からの介護報酬請求審査支払事務については、市町村から国民健康保険連合会に委託されている。この委託業務にかかる手数料をいう。

### 成年後見制度

認知症高齢者等で意思能力の十分でない成年者を保護するため、財産管理や日常生活での援助をする制度。家庭裁判所の審判に基づく法定後見制度と、後見人等と被後見人等との契約に基づく任意後見制度がある。

## た 行

### 第1号被保険者、第2号被保険者

第1号被保険者は、市内に住所を有する65歳以上の者をいい、第2号被保険者は、市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者をいう。

### 団塊の世代

第二次世界大戦後、数年間の第一次ベビーブーム世代（おおむね、昭和22（1947）年～24（1949）年に生まれた年齢層）を指す。全国で約700万人がいる。

### 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

### 地域支援事業

要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業がある。

## 資料編

### 地域包括支援センター

公正、中立的な立場から、地域における介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行う。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士等が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら高齢者への総合的な支援にあたる。

### 地域密着型サービス

高齢者が要支援・要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から平成18年度に創設されたサービス。原則として、事業所が所在する市町村の被保険者のみが利用できる。市町村では、適正な運営を図るために地域密着型サービス運営委員会を設置している。

### 調整交付金

国が、市町村間の介護保険の財政力格差の調整を行うため、第1号被保険者の年齢階級別の分布状況、所得の分布状況等を考慮して、市町村に対して交付するもの。

### 通所介護

「デイサービス」とも言い、介護保険施設等に通い、入浴、食事、健康チェック、日常動作訓練やレクリエーションなどのサービスを受ける。

### 通所リハビリテーション

病院や介護老人保健施設などに出向いて、入浴や食事などと同時にリハビリテーションのサービスを受ける。

## な 行

### 日常生活圏域

住民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案して設定する圏域のこと。

## は 行

### パブリックコメント

意見公募手続。行政機関が条例、規則等の制定改廃や計画の策定等を行う場合に、原案等を公表して事前に市民等から意見や情報提供を求める手続。

### 訪問介護

ホームヘルパー（訪問介護員）が利用者の自宅を訪問し、身体介護や家事援助を行うサービス。

### ボランティア

社会福祉において、無償性・善意性・自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者を指す。

### 標準給付費

サービス給付費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費及び審査支払手数料を合算した額。

## や 行

### 要支援・要介護（度）

要支援・要介護状態の区分。支援や介護の必要な程度に応じて要支援1、要支援2、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5の7つに区分される。

### 要支援・要介護認定

介護給付、介護予防給付を受けようとする被保険者の申請によって、その要件となる要支援・要介護者に該当すること及び該当する要支援・要介護状態区分について、市町村が行う認定のこと。全国一律の客観的な方法や基準に従って行われる。

心身の状況等に関する認定調査の結果と疾病や負傷の状況に関する主治医意見書に基づき、介護認定審査会において審査判定が行われ、その結果に従い、市町村が要支援・要介護認定を行う。

### 予防給付

要支援1、2と認定された高齢者等に給付される介護サービス。本人の意欲の向上、具体的な目標の明確化、対象者に応じた適切なケアマネジメントのもとに実施され、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション等がある。

## ら 行

### リハビリテーション

疾病や傷害によって失われた生活機能の回復を図るため、機能障害、能力障害、社会的不利への治療プログラムによって人間的復権をめざす専門的技術及び体系のことをいう。

第7期鴻巣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画  
【平成30年度～平成32年度】

発行 平成30年3月  
鴻巣市

編集 長寿いきがい課

〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1番1号

Tel 048-541-1321（代表）

URL <http://www.city.konosu.saitama.jp/>





花<sup>かおり</sup> 緑<sup>あふれ</sup> 人<sup>ほくまち</sup> こうのす